第21回教育委員会定例会 案件表

日時

令和5年11月6日(月) 午前10時00分から

議題

1 議案

(1) 議案第42号 公文書部分公開決定に対する審査請求について (資料1)

2 陳情

(1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める

陳情書〔継続審議〕

(2) 令和5年陳情第3号 区立三原台中学校の学校長による女子生徒への猥褻事件、児童ポルノ

事件等に関する陳情書〔継続審議〕

3 協議

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

(2) 令和5年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕(資料2-1、2-2)

4 報 告

(1) 教育長報告

その他

資料21

令和 5 年 11 月 6 日 教育振興部教育総務課

令和5年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価の実施について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条に基づき、令和5年度の教育に関する事務の管理等に係る点検・評価(以下「点検・評価」という。)を下記のとおり実施する。

記

1 点検・評価表の作成

「練馬区教育・子育て大綱」の重点施策および新型コロナウイルス感染症対策に係る取組について、各委員による点検・評価を行う。その後、教育委員会として、各委員からの評価、意見をもとに点検・評価表を完成させる。

○教育分野

- 1 教育の質の向上(15項目)
 - 1- 学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実(9項目)
 - 1- 教員の資質・能力の向上(3項目)
 - 1- 学校の教育環境の整備(3項目)
- 2 家庭や地域と連携した教育の推進(4項目)
 - 2- 家庭教育への支援(2項目)
 - 2- 学校運営や教育活動における家庭や地域との協働(2項目)
- 3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実(9項目)
 - 3- いじめ・不登校などへの対応(4項目)
 - 3- さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援(2項目)
 - 3- 障害のある子どもたちなどへの支援(3項目)

○子育て分野

- 1 子どもと子育て家庭の支援の充実(7項目)
 - 1- 相談支援体制の整備(2項目)
 - 1- 新しい児童相談体制の充実(2項目)
 - 1- 支援が必要な子どもたちと家庭への取組の充実(3項目)
- 2 子どもの教育・保育の充実(7項目)
 - 2- 家庭での子育て支援サービスの充実(3項目)
 - 2- 練馬こども園の充実(1項目)

- 2- 保育サービスの充実(3項目)
- 3 子どもの居場所と成長環境の充実(6項目)
 - 3- 安全で充実した放課後の居場所づくり(1項目)
 - 3- 児童館機能の充実(2項目)
 - 3- 青少年の健全育成・若者の自立支援(3項目)

○新型コロナウイルス感染症対策に係る取組

2 点検・評価の方法

上記項目ごとに点検・評価した結果を、各施策の点検・評価欄に記入する。評価について は以下の3段階で行う。特記事項欄は評価に関して意見等がある場合に記入する。

評価欄への「3段階」の評価

「3」:施策が、とても良好に進んでいる。

「2」: 施策が、良好に進んでいる。 「1」: 施策が、良好に進んでいない。

3 評価の決定

12月上旬の教育委員会にて評価を決定する予定。

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抄)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

- 第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。)を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

令和5年度

教育に関する事務の管理および執行の状況の 点検および評価表(項目別) (案)

V 事業成果

- ○教育分野
- 1 教育の質の向上

	1-① 学力	り・体力・豊かな心が調和した学びの充実
重点施策	概要	 ○ 小学校就学前の幼児教育を充実します。 ○ 幼稚園・保育所・小学校が連携して、育ちと学びの連続性を大切にします。 ○ 小学校と中学校の一貫教育を進め、義務教育9年間を見通した教育を実践します。 ○ 子どもたちの心を育む人権教育、道徳教育を推進します。 ○ 子どもたちの体力の向上を図り、食育などの健康づくりに取り組みます。 ○ タブレット端末などを活用したICT教育やオンライン学習を通して、子どもたち一人ひとりに届く教育を実現します。 ○ 学校図書館を活用した探究的学習や読書活動の充実を図ります。

	項目1 小	学校就学前の幼児教育の充実		
	横日1 小子仪刷子削の列先教目の光美			
	目標	就園を希望する子どもが、適切に幼児教育を受けることができる環境整備 に努める。		
	事業成果	国、都の補助の活用のほか区独自の補助を行い、私立幼稚園の安定した運営を支援した。 区立園、私立園において障害のある子どもの受け入れを実施した。 〈実績〉 【令和2年度】区立幼稚園54人 私立幼稚園89人 【令和3年度】区立幼稚園66人 私立幼稚園101人 【令和4年度】区立幼稚園69人 私立幼稚園121人		
	今後の 取組	区立園、私立園の意見をもとに、幼児教育に必要な環境整備について引き 続き検討する。		
	所管課	学務課		
	項目2 幼	保小連携の推進		
主な取	目標	幼稚園・保育所・小学校との連携を一層充実させ、幼児期から小学校への 接続期における様々な課題について取り組んでいく。		
取組	事業成果	【令和2年度】 研修・交流会(管理職対象2回) 「ねりま幼保小連携だより」発行 年2回 「もうすぐ1年生」 発行 16,000部 【令和3年度】 研修・交流会(管理職対象1回、一般職員対象[地区別]2回) 懇談会(区内8地区の小学校での授業見学や懇談会等の実施) 「ねりま幼保小連携だより」発行 年2回 「もうすぐ1年生」 発行 11,000部 「外国籍児童・保護者向け入学ガイドブック」発行 3,100部 【令和4年度】 研修・交流会(管理職対象[地区別]2回、一般職員対象[地区別]2回) 懇談会(区内8地区の小学校での授業見学や懇談会等の実施) 「ねりま幼保小連携だより」発行 年4回 「もうすぐ1年生」 発行 11,000部		

_		
	今後の 取組	「ねりま接続期プログラム」の改定に向けて検討を行い、幼保小連携の充 実のための取組を引き続き実施していく。
	所管課	教育施策課
ľ	項目3 小	中一貫教育の推進
	目標	義務教育9年間を見通した教育を実践するため、「目指す15歳の姿」を設定し、児童・生徒の発達段階に応じた系統的・連続的な教育活動を行う。
	事業成果	全小中一貫教育グループにおいて、「目指す15歳の姿」の実現に向けた 「小中一貫教育の取組プログラム」の作成に取り組んだ。校区別協議会や小 中一貫教育研修などの研究・研修を実施するとともに、練馬区教育実践発表 会での発表や、リーフレット・報告書による情報発信を行った。 【令和2年度】 小中一貫教育・いじめ防止実践事例発表会開催 啓発用リーフレット発行 53,000部 校区別協議会や小中一貫教育研修の実施 【令和3年度】 練馬区教育実践発表会開催 啓発用リーフレット発行 53,000部 校区別協議会や小中一貫教育研修の実施 【令和4年度】 練馬区教育実践発表会開催 啓発用リーフレット発行 53,000部 校区別協議会や小中一貫教育研修の実施
	今後の 取組	全小中一貫教育グループにおいて、「目指す15歳の姿」の実現に向けて作成した「小中一貫教育の取組プログラム」を実践し、改善を図る。 令和6年2月に小中一貫教育の啓発リーフレットを全校配布するととも に、同月開催予定の練馬区教育実践発表会にて成果を発表する。
	所管課	教育指導課
	項目4 人	権教育・道徳教育の推進
	目標	人権教育全体計画の策定・活用や道徳授業地区公開講座の実施等に全校で 取り組むことにより、児童・生徒の豊かな人間性と社会性を育む人権教育・ 道徳教育を推進する。
主に文見	事業成果	(1) 人権教育の推進 全校で人権教育全体計画を策定し、教育活動全体を通じた人権教育、生命を大切にする教育、豊かな心を育成する教育を計画的に推進した。 練馬区人権教育推進委員会と連携して、人権教育研修会を年間6回開催し、中堅教諭および初任者をはじめとして、区内教員への人権教育の理解啓発に努めた。 (2) 道徳教育の推進 平成30年度までは、道徳授業地区公開講座を全校で実施し、道徳授業の公開および意見交換会等を通じ、家庭・地域と連携した道徳教育の充実を図った。 令和元年度および2年度は、新型コロナウイルス感染症流行のため、各校は可能な限りでの道徳授業の公開等を実施した。 令和3年度および4年度は、全校で道徳授業地区公開講座を実施した。また、「特別の教科 道徳」を全小中学校において学習指導要領に沿って確実に実施するために、教員向けの研修会を年間2回行った。さらに、「特別の教科 道徳」の道徳教育の全体計画・年間指導計画の見直しを行った。

今後の 取組	引き続き人権教育研修会等を通じて、区内教員への人権教育の理解啓発に努める。人権教育研修会の内容については、練馬区人権教育推進委員会と連携して検討し、区内教員の必要性に応じた内容になるよう取り計らう。また、「特別の教科 道徳」の効果的な実施に向けて、研修内容の見直し、各校の道徳教育推進教師への啓発を図る。道徳授業地区公開講座の実施については、実施状況を調査し、道徳教育について保護者・地域との連携および啓発を全小中学校が確実に行うよう努める。
所管課	教育指導課
項目5 剪	英語教育の充実
目標	ALTを活用した指導体制の充実、英検検定料の補助制度導入等を通して、児童・生徒の英語への関心を高め、外国語教育の充実を目指す。
事業成果	(1) ALTを活用した指導体制の充実 ①小中学校教員を対象とした外国語・外国語活動研修会の実施 ②小学校における全時間ALTの配置 ③ALT連絡協議会の実施 ④ALT派遣会社担当者との情報共有 (2) 英検検定料補助制度
	【令和2年度】実施校33校 志願者数2,956人 【令和3年度】実施校33校 志願者数2,753人 【令和4年度】実施校33校 志願者数2,445人
	(3) 英語4技能検定(小学校6年生、中学校2年生対象)の全校実施
今後の 取組	令和4年度から、新たに小学校6年生を対象に英語4技能検定を実施した。小学校の意識調査では、英語が好きかの設問に対して、肯定的な回答が6割程度に留まっていることが分かり、特に小学校段階における英語教育の質の向上、中学校への円滑な接続が課題である。小学校・中学校それぞれの4技能検定結果説明会において好事例を共有するとともに、異校種間でも情報共有を行う機会を設けるなど、小中学校間の連携を図る。
所管課	教育指導課
項目6 子	どもたちの体力向上の促進
目標	新体力テストの結果の分析や体力向上に向けた運動プログラムの提案等を 通して、児童・生徒の運動への関心を高め、人間活動の源である体力の向上 を図る。
事業成果	(1) 練馬区体力向上検討委員会の設置 校長、教員を委員とする委員会において、①~③の内容について検討し、 実践等を行った。 ①新体力テストのデータ分析 ②児童・生徒の体力向上に関する実技研修 【会場】小学校 【対象】小中学校教員 ③児童・生徒および保護者向け啓発資料の作成・配布 (2) 新体力テストのデータ分析に基づいた取組 新体力テストのデータ分析を通して明らかになった課題の改善に向け、体 育授業および教育活動全体を通じた取組を推進した。 【具体的取組例】 ・体育授業の指導力の向上のための教員研修 ・朝の時間や休み時間を活用した運動機会の設定 ・体力向上検討委員会提案の運動プログラムを周知(リーフレット作成) ・体育健康教育推進校(2校)でのICTを活用した体育授業の研究

	今後の 取組	指導力向上のための教員研修、児童・生徒および保護者への啓発活動等により、子どもたちが進んで運動に取り組むことができる環境を構築し、継続して児童・生徒の体力向上を図っていく。
	所管課	教育指導課
	項目7 子	どもたちの食育の推進
	目標	食育基本法に基づき策定した「練馬区立小中学校における食育推進計画」 (以下「食育推進計画」という。)の基本方針である「学校における食育の 充実」等に沿った取組を進める。
主な取		校長、副校長、主幹教諭等の教員と、栄養教諭、栄養職員等の食に関する 専門性を有する教職員とで構成する食育推進チームを各校に設置した。 【令和2年度】全校 【令和3年度】全校 【令和4年度】全校
組	事業成果	地場産物(キャベツ、練馬大根等)を使用した食材を区が提供し、目の前の食材を「生きた教材」として学校に活用、促進するなど、給食を通して食育の推進に取り組んだ。 区内地場産物使用平均日数
		【令和2年度】小学校52.4日、中学校44.4日 【令和3年度】小学校49.2日、中学校48.7日 【令和4年度】小学校54.4日、中学校55.8日
	今後の 取組	各校において食育推進チームを中心とし、第4次食育推進計画(令和4年度~8年度)や食に関する指導の全体計画に基づき、着実に食育を推進する。
	所管課	保健給食課
	項目8 IC	Tを活用した教育活動の推進
	目標	タブレット端末などを活用したICT教育やオンライン学習を通して、子どもたち一人ひとりに届く教育を充実する。
	事業成果	子どもたちに一人一台、タブレット端末の配備を完了し、学習等での活用を推進している。 【令和2年度】 小中学校の全ての児童生徒に、一人一台タブレット端末を配備した。 【令和3年度】 新型コロナウイルス感染症の不安等により登校できない児童・生徒を対象に、オンラインによる授業を実施した。 教育ICT実践校による公開授業を行った。(年1回) 【令和4年度】 授業を受け持つ常勤教員に、タブレット端末を配備した。
	今後の 取組	児童生徒のタブレット端末を活用した、CBT (Computer Based Testing) による全国学力・学習状況調査および学習者用デジタル教科書の使用に向けて、通信環境の最適化を進める。
	所管課	教育施策課、教育指導課

	項目9 学	校図書館を活用した学習・読書活動の充実
主な取組	目標	全校一斉読書等の実施により読書時間を確保するとともに、学校図書館の 活性化を図り、児童・生徒の読書活動を推進する。
	事業成果	各学校における朝読書などの読書活動を推進し、児童・生徒の豊かな言語能力を育成した。 全校一斉読書の実施校数(隔年で調査を実施) 【平成30年度】 95校(小64校、中31校) 【令和2年度】 89校(小63校、中26校) 平成29年度から全ての区立小中学校の図書館に学校図書館管理員または学校図書館支援員を配置し、カウンター業務や学習用図書の手配等など学校図書館の運営を支援している。令和4年度からは、業務内容統一のため、学校図書館管理員に配置を一本化した。 学校図書館への人的配置校数 【令和2年度】【令和3年度】【令和4年度】学校図書館管理員 小34校、中19校 小39校、中21校 小65校、中33校学校図書館支援員 小31校、中14校 小26校、中12校 学校図書館蔵書管理システム(令和2年度末に全校配備完了)により、すべての蔵書をシステム上で管理している。
	今後の 取組	全区立小中学校に導入した学校図書館蔵書管理システムにより貸出冊数等の利用状況を把握することで適切な蔵書管理を行い、引き続き学校図書館の利活用を推進する。 「第四次練馬区子ども読書活動推進計画」に基づき、学校において読書活動推進のための指導計画の作成を進め、その中で全校一斉読書週間や週1回以上の全校朝読書等の取組を各校一取組として実施する。また、各学校の指導計画を区立図書館に情報提供し連携強化を図る。 学習指導要領に基づく、各教科等での「調べ学習」、総合的な学習の時間等における「探究的な学習」などでの学校図書の利用について、学校図書館管理員等による学習指導支援を活用し、一層充実させていく。また、学校現場の状況に鑑み、現状の一律時間数の配置のみでなく、大規模校に対しては、時間数を加算するなど、実質的な支援の均一化に向けた検討を進める。
	所管課	教育指導課、光が丘図書館

昨年度の点検・ 評価における 主な意見(教育 委員・有識者)	 幼児教育に必要な環境整備について、乳幼児が積極的に外遊びができる体験の機会を設けるよう検討してほしい。 区立園・私立園における障害のある子どもの受け入れと、外国籍児童・保護者向けガイドブックの発行を引き続き推進してほしい。 人権教育・道徳教育の推進について、児童・生徒の教育内容の充実だけでなく、教員へ研修等を活用し引き続き理解啓発に努めてほしい。 小中一貫教育の推進については、目標達成までの過程を明確にしながら、具体的な連携活動が行えるように進めてほしい。特に、連携教室の設置や時間割の中で連携活動ができるような、小中共通時間割などの工夫を検討してほしい。 イングリッシュキャンプの視察ができて良かった。この体験が子どもたちの英語の「話す」分野での成果に結びつくことを期待する。 行動制限に伴う運動能力の低下が懸念される。日常の運動能力向上への対策を検討してほしい。また、体育という教科に対して苦手意識をもたないように、ゲーム感覚で楽しく体を動かせるような工夫を検討してほしい。 ICTを活用した教育の推進について、様々な取組がなされたと思う。一方で、生じた課題に対しては、学校や子どもたちの様子を見ながら、きめ細やかに対応してほしい。 デジタル教材の利用により、活字に触れる機会の減少が懸念される。学校図書館蔵書管理システムを用いた、図書利用件数の推移に係る調査の実施を検討してほしい。
昨意現で今度に取るの対りこ方をし組と向をはいると向	 今後も成果と課題を整理しながら、学校や子供たちの実態に合った環境整備および授業内容の充実に努めていく。 園庭開放は実施しているが、引き続き乳幼児が外遊びをできる環境を作れるよう検討していく。 障害児の受け入れについて、引き続き推進していく。外国籍児童・保護者向けガイドブックについて、引き続き周辺を行う。 引き続き人権教育研修会等を通じて、区内教員への人権教育の理解啓発に努める。同研修会等を通じて、区内教員への人権教育の理解啓発に努める。同研修会等を回って、「目指す15歳の姿」を設定し、その実現に係る研修内容の充実を図ってい、「目指す15歳の姿」を設定し、その声とが、研修内容の充実を図ってい、「目指す15歳の姿」を設定し、その声とが、研修内容の充実を図ってい、「目指す15歳の姿」を設定し、その声とが、研修内容の充実を図ってい、「目指す15歳の姿」を設定し、その声とが、研修内容の充実を図ってい、「見着なの姿」をで成し、例えば「学力向とは、不り前とした、9年間を通した系統的な教育活動体験等の連上といく。また、各グループ引き生徒のでがを高め、日常的に運動に表していく。を対しているとしているときる児童生徒の運動意欲を高め、日常的に連動に表してお助制限の創出を図っているときる児童生をの運動をもいて、運動意欲の向かには、大体み時間等を活用した遊びを高め、日常的に連動に対しているとして、推奨を表である。具体的には、運動意欲のの治性を変しておりたくなの創出を変しているとともである。具体的には、体み時間等を活用した遊校を高齢したがら関連生徒の運動を対している。具体的には、連動意のが表に表している。 学校としておりなの指導を表している。 学校図書館蔵書管理システムを用いて、委託事業者の月次報告に続き館の利活用を推進していく。

点	評価	特記事項
検		
評価欄		

	1-② 教員	の資質・能力の向上
重点施策	概要	 ○ 子どもたちの良さや伸びようとする力を引き出す教員を育成します。 ○ 授業力や生活指導の力はもちろん、いじめ・不登校をはじめ、様々な問題に対応する力を身に付けるため、研修等により教員の資質・能力の向上を図ります。 ○ ICT機器を有効に活用して効果的に学べる授業を実現するために、教員の機器の活用能力の向上を図ります。 ○ 教員が子どもたちと向き合う時間を増やします。

	項目1 教	員研修の充実
	目標	職層や教育課題に応じた各種研修等を実施するとともに、意欲と能力ある 若手教員の養成を進め、教員の資質と指導力の向上に努める。
	事業	職層や教育課題に応じた研修を実施し、教員の資質および学習指導力の向上を図る。 【令和4年度】 ①職層研修 校長・副校長研修、昇任・転任研修、主幹教諭任用時研修、主任教諭任用時研修、指導教諭連絡協議会 ②年次研修 中堅教諭等資質向上研修 I、初任者新規採用者等研修、2年次研修、3年次研修 ③担当者・リーダー養成研修 教務園務担当者連絡会、生活指導担当者連絡会、研究担当者研修、進路指導担当者連絡会、生活指導担当者連絡会、研究担当者研修、食育推進研修、特別支援教育コーディネーター研修、小中一貫教育研修、いじめ対応研修、不登校対応研修、学校マネジメント講座、異文化理解・多文化共生に関する研修、ICT活用推進リーダー育成研修、英語専科教員連絡会、英語4技能検定活用研修 ④教育課題研修 人権教育研修、外国語研修、特別支援教育研修、体育実技(水泳指導・ダンス)研修、体力向上に関する研修、小動物飼育研修、幼児教育研修、幼保小連携研修、学校教育相談研修、ねりまスキルアップ講座、指導教諭による模範授業
主な取組	今後の 取組	引き続き教育アドバイザーの増員等により、若手教員の指導機会を拡充する。また、特別支援教育、いじめや不登校の対応、教員の服務の徹底など、喫緊の課題となる研修の充実を図る。研修の種類や内容によっては、従来の集合型研修だけでなく、Web会議システムを活用したオンラインによる双方向型研修を実施し、教育現場のニーズに合わせた実践的な研修を充実させる。
	所管課	教育指導課、学校教育支援センター
	項目2 教	員のICT活用能力の向上
	目標	ICT機器を有効に活用して効果的に学べる授業を実現するために、教員の機器の活用能力の向上を図る。

事業成果	区内小中学校教員を対象に、タブレット端末を含むICT機器に関する定期的な研修を実施し、教員のICT活用能力の向上に努めた。 【令和2年度】 ICT支援員の配置 タブレット端末を含むICT機器の学習における効果的な活用に向けた研修の実施(2回) 【令和3年度】 ICT活用推進リーダー育成研修会の開催(5回) ICT支援員の増員配置(令和2年度:14人→令和3年度:28人) 教育ICT実践事例集の作成(令和4年3月完成) 【令和4年度】 教育ICT実践事例集の印刷・配布 ICT活用推進リーダー育成研修会の開催(5回) ICT支援員の継続配置
今後の 取組	ICT活用推進リーダー育成研修会では、ICT教育を推進している学識経験者による講演、先進校の実践の共有などを行うことで、最新の情報を基にしたリーダーによる各校での還元研修を行えるようにする。また、学校の課題・ニーズを把握し、実態に応じたICT支援員による校内研修の実施を行い、教員のICT機器の活用能力の向上を図る。
所管課	教育施策課、教育指導課

	項目3 子	·どもたちと向き合う時間の創出 (教員の働き方改革の促進)
	目標	小中学校への会計年度任用職員の配置や出退勤システムの導入により、教職員の業務負担軽減を図ることで子どもと向き合うことができる環境を整備する。
主な取組	事成業果	(1) 人的配置 学校(園) 教員の長時間労働の改善を目的とした、「練馬区立学校(園) における働き方改革推進プラン」を平成31年3月に策定した。 教員が児童・生徒への指導・教材研究等を行う時間を確保し、副校長が学校経営等の業務に注力できる環境を整備するため、教員の業務をサポートする会計年度任用職員を配置した。 ※印は、1校につき1人配置 「令和2年度】 学校経営補佐※:中学校1校副校長補佐※:小学校18校、中学校28校、中学校14校部活動指導員※:中学校3校 「令和3年度】 学校経営補佐※:中学校1校副校長補佐※:小学校19校、中学校11校 スクール・サポート・スタッフ※:小学校65校、中学校33校部活動指導員※:中学校3校「令和4年度】学校経営補佐※:中学校1校 和校長補佐※:小学校38校、中学校20校 スクール・サポート・スタッフ:小学校65校(73人)、中学校33校(37人)部活動指導員:中学校7校(8人) (2) 教職員出退勤管理システム 「令和元年度】・教職員出退勤管理システムの導入に向けた検討を開始 「令和2年度」・教職員出退勤管理システムの業務委託契約を締結、システム構築「令和3年度」・教職員出退勤管理システムの業務委託契約を締結、システム構築「令和3年度」・教職員出退勤管理システムの業務委託契約を締結、システム構築「令和3年度」・教職員出退勤管理システムの業務委託契約を締結、システム構築「令和3年度」・教職員出退勤管理システムの業務委託契約を締結、システム構築
	今後の 取組	画校技術性の主性配直、部店動指導員の配直拡大を行う。また、副校技術 佐には学校配置後に即戦力として働けるよう、システム研修の実施を検討す る。 引き続き、教職員出退勤管理システムで客観的に把握した学校別の時間外 在校時間を分析し、対策を検討する。 中学校の部活動の地域移行について、検討準備委員会を立ち上げ、部活動 顧問の負担軽減を検討する。
	所管課	教育指導課

昨年度の点検・ 評価における 主な意見(教育 委員・有識者)	 ○環境教育をはじめ、様々な研修を実施したことは評価できる。一方で、各種の研修が教員の過剰な負担になっていないか教員の意見を聞いてほしい。新たな取組も検討し、教員研修の充実に努めてほしい。 ICT支援員が1年で2倍に増員、スクール・サポート・スタッフが全区立小中学校に配置されたことを評価する。実践事例集を大いに活用し研修等を行い、教員の質の向上を図る取組を引き続き行ってほしい。 教育のICTスキルの格差を解消するため、初期研修の場へ参加しやすい環境作りを設けてほしい。 副校長補佐の配置、教職員タブレットの活用による、働き方改革が有効に進んでいるか、状況の確認に努めてほしい。中学校の部活動顧問の負担軽減に取り組むとともに、子どもたちに向き合い、学ぶ楽しさ、喜びを伝える教員の意欲の向上、さらにメンタル面の安定にも注目してほしい。 理科の観察や実験準備への支援について、特に小学校の理科における観察や実験準備を専門に行う支援員を、必要とする学校に配置して、教員の働き方改革と理科教育の充実に努めてほしい。 ICTや働き方改革は、新しい課題なので、手探りで対応することが多いと思う。引き続き、学校や保護者の意見を踏まえながら、支援を実施してほしい。
昨 意現で今 を を を を を を を を を を を を を を を を を り る の 方 り る た る た る た る た る た る た る た る た る た る	 ○ 教員が研修に参加する際の負担軽減のために、従来の集合型研修だけでなく、Web会議システムを活用したオンラインによる双方向型研修を取り入れた。また、一年次(初任者)研修実施協議会等の場において、学校管理職から研修の内容や取組についての意見を聴取し、教員研修の充実に努めている。 ○ 現在、各校の実態に合わせた校内研修について、ICT支援員がICT活用推進リーダーと連携しながら、基礎から応用まで段階的に分けた研修を実施している。 ○ 教職員出退勤管理システムにより、時間外在校時間を集計できるようになったため、引き続き事業効果を検証していく。副校長補佐については令和5年度に全校配置する。部活動顧問の負担軽減のため部活動指導員の配置を拡大し、外部指導員についても引き続き事業を継続する。これらの取組や現場の声を聴きながら、教員の負担軽減を図っていく。 ○ 地域連携事業を活用し、希望する学校は理科の授業に対し有償ボランティアを配置し、理科教育の充実を図っている。また、働き方改革と理科教育の充実を目指し、小学校教科担任制の部分的導入を推進していく。引き続き、学校現場の状況把握に努め、効果的な事業を実施していく。

	評価	特記事項
点 検 •		
評価欄		

	1-③ 学校の教育環境の整備		
重点施策	概要	 ○ 学校の建物や設備の改築・改修を計画的に進め、子どもたちの学ぶ環境を整えます。 ○ 区立学校の適正配置に努め、学校規模によって教育内容に差が生じないようにします。 ○ 教育活動に支障がない範囲で学校施設を有効に活用します。 ○ 一人ひとりに応じたきめ細かな教育を実現するため、学級編制等のあり方について、国等の動向を注視しながら検討を進めます。 	

	項目1 学	学校施設の整備(改築・改修)
	目標	改築・改修により児童・生徒の安全で快適な教育環境を確保する。
主な取組	事業成果	築50年以上の学校施設が半数以上を占めており、計画的な改築・改修が必要である。 令和4年度は、関町北小学校および上石神井北小学校の改築工事、旭丘小・中学校(小中一貫教育校)の実施設計を進めるとともに、向山小学校と田柄中学校の基本設計に着手した。
		【令和2年度】 工事4校(石神井小学校、下石神井小学校、関町北小学校、大泉西中学校) 設計2校(上石神井北小学校、旭丘小・中学校) 【令和3年度】 工事5校(石神井小学校、下石神井小学校、関町北小学校、大泉西中学校、上石神井北小学校) 設計2校(上石神井北小学校、旭丘小・中学校) 【令和4年度】 工事2校(関町北小学校、上石神井北小学校) 設計3校(旭丘小・中学校、向山小学校、田柄中学校)
	今後の 取組	区の財政状況を踏まえながら「練馬区学校施設管理実施計画」に基づき、 引き続き改築を進めるとともに、校舎の長寿命化改修に取り組む。
	所管課	学校施設課
	項目2 区	立学校の適正規模・適正配置
	目標	今後の児童・生徒数の動向や施設の改築時期、35人学級編制の実施、小中 一貫教育の取組等を踏まえ、区立学校の適正規模・適正配置のあり方につい て検討を進める。 また、旭丘・小竹地域における施設一体型小中一貫教育校の開校に向け て、旭丘小学校・旭丘中学校を先行して準備を進める。

	事業成果	令和元年度から保護者や地域の代表および学校長等で構成する小中一貫教育校推進委員会を開催するなど、小中一貫教育校の開校に向けた検討を進めた。 【令和元年度】 推進委員会 4回 地域説明会 1回 【令和2年度】 推進委員会 2回 地域説明会 練馬区公式ホームページで報告資料を掲載 【令和3年度】 推進委員会 2回 地域説明会 1回 【令和4年度】 推進委員会 4回 地域説明会 1回
	今後の 取組	今後の児童・生徒数の動向や施設の改築時期、35人学級編制の実施、小中一貫教育の取組等を踏まえ、区立学校の適正規模・適正配置のあり方について検討を継続する。 また、旭丘・小竹地域における施設一体型小中一貫教育校の開校に向けて、引き続き小中一貫教育校推進委員会を開催するなど、保護者や地域の意見を聞きながら準備を進める。
	所管課	教育施策課
	項目3 学	級編制等のあり方の検討
	目標	令和3年の法改正により、小学校35人学級の対象年齢が令和7年度に小学6年生まで段階的に拡大していく。国および都の規程に基づいた学級編制を確実に実施する。
主な取組	事業成果	令和5年度は小学4年生が35人学級となった。児童・生徒数の推計を関係 各課に提供し、普通教室の確保に努めた。
	今後の 取組	引き続き法改正を踏まえて、今後の児童・生徒数について推計を行う。その結果を関係各課に適時提供することにより、普通教室を計画的に確保していく。また、推計の精度を高めるため、推計方法を随時見直す。
	所管課	学務課

昨年度の点検・ 評価における 主な意見(教育 委員・有識者)	 ○ 学校施設の耐震化を、引き続き迅速に進めてほしい。また、災害対応マニュアルの定期的な見直しと、設備・備品の確認に取り組んでほしい。 ○ 校舎等の耐震化や改築・改修の実績については、区の財政状況が大変厳しい中で計画的に進めたことを評価する。 ○ 様々な取り組むべき課題を抱えた中で、予算を尽くしできるだけ公平な教育環境を整える努力は続けられている。体育館の空調装置の設置についても、速やかに実施してほしい。校内のオンライン化の推進についても、引き続き取り組んでほしい。 ○ 施設一体型小中一貫教育校の開校により、幼児、児童、生徒、高齢者、障害者のすべての方が交流できる場となるよう期待する。 ○ 他部署と連携し、35人学級編制の検討を行っていることを評価する。
昨年度の主なの主な見い 見に取り のし組と で後の方 の方	 ○ 区の財政状況を踏まえながら「練馬区学校施設管理実施計画」に基づき、 引き続き校舎等の改築を進めていく。また、校舎を築80年まで使用するため、長寿命化に適する建物は、原則として築60年を目途に長寿命化改修を 行い、児童・生徒の安全で快適な教育環境を保持していく。 ○ 災害時の避難場所としても良好な環境となるよう、令和7年度までに全区 立小中学校の体育館に空調設備を設置する。

	評価	特記事項
点検		
· 評 価 欄		

2 家庭や地域と連携した教育の推進

	2-① 家	庭教育への支援
重点施策	概要	○ 学校や教育委員会がオンラインの活用を通じて様々な情報を家庭に提供するなど、多様な家庭教育支援を行います。○ 家庭と、学校・教育委員会が協力しながら、問題を解決できる体制を強化します。

	項目1 家	庭教育への支援
主な取組	目標	児童・生徒および保護者等を対象に、家庭教育や子どもの健全育成、安全等に関する学習や話し合いの場や機会を充実する。
	事成業	多種多様な学びの場や相談窓口等を紹介するため、家庭教育支援リーフレット「ネリまなび」を発行した。家庭教育支援に関するホームページを作成し、情報発信を行った。また、情報リテラシーチェックシートをオンラインで配信し、情報モラルや機器を使用する際の健康面への配慮について、保護者と子どもが共に学ぶ機会を提供している。子育てに関する保護者対象の講演会を開催した。【令和4年度 テーマ・開催日・参加人数】(1) 子育て講習会(4回制オンライン開催)令和4年5月7日、21日、6月4日、18日 延36名(2) 不登校・勉強が苦手な子どもたちの進路選択~学校生活が苦手な生徒の高校進学とその後を考える~令和4年6月25日 37名(3) 子育で講習会(4回制オンライン開催)令和4年9月3日、10月1日、11月5日、12月3日 延43名(4) 悩まないで、子どもの『不登校』(オンライン開催)令和4年9月10日 15名(5) 不登校経験のある子どもの進路選択~高校進学のそれから~令和4年10月22日 25名(6) 発達に特性のある子の学習をどうサポートするか令和4年11月26日 21名(7) 子育で講習会(3回制オンライン開催)令和5年1月28日、2月25日、3月25日 延39名(8) 高校で不登校になったら令和5年3月11日 24名令和4年度 合計8講座 16回 延240名(令和3年度 合計8講座 16回 延232名)
	今後の 取組	LINEやタブレット等を用いて家庭教育支援に関する情報発信を行う予定。 今後もさまざまなテーマで保護者向け講演会を充実させていく。
	所管課	教育施策課、学校教育支援センター
	項目2 関	係機関との連携強化
	目標	子どもに対する総合的かつ切れ目のない成長支援の施策を、効果的・効率的に展開するため、教育、福祉、保育、保健等を所管する関係機関の連携を強化する。

	事業成果	スクールソーシャルワーク事業では、スクールソーシャルワーカーが全小中学校の定期訪問を行い、不登校児童・生徒の早期発見、不登校の未然防止、初期対応を学校と連携し行っている。また、学校の校内委員会、子ども家庭支援センターの地域ネットワーク会議、主任児童委員連絡会に定期的に出席し、連携を深めている。学校教育支援センターの教育相談室・適応指導教室、総合福祉事務所、保健相談所等とも必要に応じて連携し、児童・生徒の支援を行っている。
	今後の 取組	今後もスクールソーシャルワーク事業にて全小中学校の定期訪問を行い、不登校児童・生徒の早期発見、不登校の未然防止、初期対応を学校と連携して行っていく。また、今後もより一層の各関係機関との連携を図っていく。
	所管課	学校教育支援センター、子ども家庭支援センター

昨年度の点検・ 評価における 主な意見(教育 委員・有識者)	 ○ 保護者対象の子育てに関する講演会は、有用であると考えられるので、引き続き推進してほしい。同じテーマでも講師が変われば視点の異なる新しい情報に触れられるので、好評なテーマは、続けて実施してほしい。 ○ 学校と家庭とのオンライン化が効率的に実行されている。今後はオンライン保護者会、YouTubeでつなぐ授業参観で保護者に発信することも考えられる。 ○ 学校と関係機関との連携の橋渡し役を、スクールソーシャルワーカーは十分に担っていると思う。多種多様な課題を抱えながら活動していると思うので、一人で抱え込まずに連携して対応できるよう、今後も継続して取り組んでほしい。 ○ スクールソーシャルワーカーの増員により、児童・生徒の小さな悩みを聞き逃さない相談体制と関係性を築き、関係機関との更なる円滑な連携を期待する。 ○ 保護者や児童・生徒が関心を持てる様、タブレット端末を活用するなど周知するための更なる工夫をしてほしい。
昨年度現で今年度の主し組と向を対し組と向性をある方をである。	 ○ 好評なテーマをはじめ、今後もさまざまなテーマで保護者向け講演会を充実させていく。 ○ スクールソーシャルワーカーの増員により、児童・生徒に寄り添った支援を継続するとともに、学校や関係機関との更なる連携を図っていく。 ○ 保護者が家庭教育支援に関する情報を得られるよう、区ホームページ内にサイトを作成し周知を行っている。また情報リテラシーチェックシートをオンラインで配信し、情報モラルや機器を使用する際の健康面への配慮について、タブレット等を用いて保護者と子どもが共に学ぶ機会を提供している。

	評価	特記事項
点 検		
· 評 価 欄		

	2-② 学校運営や教育活動における家庭や地域との協働		
重点施策	概要	○ 子どもたちの安全を守るため、学校・保護者・地域の連携をさらに強化します。○ 家庭・地域の学校教育への参画を促進し、地域社会との協働による学校運営を目指します。○ 子どもたちが身近な地域社会で様々な体験学習ができる環境を整えます。	

項目1 学校安全対策の推進	
スロューナ収み主が水ツル佐	
区内3警察署と連携しながら警察官0Bの学校防犯指導員による防犯指標 や民間警備員派遣等の学校安全対策に取り組む。さらに、不審者が校同侵入した場合を想定した訓練を実施するなど、安全対策の充実に努め、	内に
子どもに関する不審者情報を把握した際、学校防犯指導員が不審者 様、行為、危険性を判断し、各小中学校等への防犯指導や学校防犯指 による臨場警戒、民間警備員の派遣等を実施した。さらに重大な事態 りそうなケースについては所管警察に繋げた。 さらに、不審者が校内に侵入した場合を想定して、実際に刺股等の 用具を使用した訓練を実施するなど、安全対策の充実に努めた。	算員 こ至
民間警備員の派遣 【令和2年度】派遣日数 282日 派遣校数 49校 【令和3年度】派遣日数 275日 派遣校数 48校 【令和4年度】派遣日数 307日 派遣校数 52校	
事業 成果 【令和2年度】参加者 20名(1校) 【令和3年度】参加者 103名(6校) 【令和4年度】参加者 4457名(25校)	
通学区域防犯カメラの設置 【平成26年度】 65台 【平成27年度】128台 累計 193台 【平成28年度】132台 累計 325台 【令和元年度】 66台 累計 391台	
通学路等安全点検の実施 (全小学校65校を3年間で一巡。学校が希望すれば2年連続実施も可) 【令和2年度】実施校 22校 【令和3年度】実施校 24校 (21校+希望校3校) 【令和4年度】実施校 23校 (22校+希望校1校)	
連挙区域防犯カメラを安定的に運用するとともに、引き続き学校防御導員による防犯指導や民間警備員の配置を行う。また、学校・保護者域・警察と合同で通学路等安全点検を実施し、通学区域内の危険箇所を握のうえ、対策を立案・実施する。安全講習会については、不審者がはに侵入した場合に、教職員が組織として的確に行動し、児童生徒を迅速の安全に避難誘導させられる方法を学べるメニューを検討、実施する。	・地把内か

項目2 地	域を活用した教育活動の推進
目標	各学校において、多様な教育活動を展開するため、様々な知識・経験・ 技能を有する地域の人材の活用を進める。
事業成果	地域人材の活用を進めるため、平成28年度から「学校・地域連携事業」を開始し、平成30年度以降全校・園で実施している。各校に地域の人材と学校のニーズを調整するコーディネーターを配置し、地域と学校の連携体制の強化を進めた。また、多くの学校で「地域未来塾」を実施し、学習習慣が十分身に付いていない児童・生徒等を対象に、放課後等を活用した学習支援を行った。地域未来塾の実施に当たり、大学生や教員08等の地域人材を活用した。さらに、教育活動への協力を希望する人材を登録して、学校に紹介する「学校サポーター登録制度」を運用した。 【令和2年度】 学校・地域連携推進校 101校・園 (うち地域未来塾実施校 75校)学校サポーター登録数 352名・10団体 (令和2年度末時点)【令和3年度】学校・地域連携推進校 101校・園 (うち地域未来塾実施校 79校)学校サポーター登録数 366名・15団体 (令和3年度末時点)【令和4年度】学校・地域連携推進校 101校・園 (うち地域未来塾実施校 81校)学校サポーター登録数 528名・15団体 (令和4年度末時点) ** 地域未来塾の実施校について、大泉桜学園は2校としてカウントした。
今後の 取組	引き続き、全小中学校・幼稚園を学校・地域連携推進校に指定し、地域人材の活用を進め、地域未来塾をはじめとする地域連携事業の充実に取り組む。 また、学校サポーター登録制度の周知や登録者情報へアクセスしやすい環境整備に取り組むことで、学校での更なる地域人材活用につながるよう、支援していく。
所管課	教育指導課

昨年度の点検・ 評価における 主な意見(教育 委員・有識者)	 ○ 学校安全対策について、学校防災の観点から、地域との連携は欠かせないと思う。新しい教職員が赴任した4月には、練馬区の方針を的確に伝えてほしい。 ○ 学校のホームページを見たが、どの学校も新しい情報が更新されており、意識の高さを感じた。中には現在行われている授業や行事の様子をアップしている学校もあった。 ○ 通学路等安全点検は、学校、保護者、地域、警察署、区と合同で危険個所を歩いて確認するという非常に重要な取組だと思う。建築現場の近くなど、状況が変わりやすい場所については、適宜、安全を確認してほしい。 ○ 「地域未来塾」の実施は評価できる。推進してほしい。 ○ 地域社会で体験学習ができる環境の整備を進めてほしい。また、コミュニティ・スクールの導入を進めてほしい。 ○ コミュニティ・スクール構想は練馬区では始まったばかりだが、学校と地域との連携により、その一歩が進められると思う。
昨年度の主な 意見に対組 現在取り組と で後の方向性	

	評価	特記事項
点 検		
· 評 価		
欄		

3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

	7.6 × 2 × 3 × 6 × 6 × 6 × 6 × 6 × 6 × 6 × 6 × 6		
	3-1) 1	じめ・不登校などへの対応	
重点施策	概要	 ○ いじめ・不登校などに対して、未然防止・早期対応につながる効果的な 取組を学校、教育委員会、関係機関が一体となって進めます。 ○ 早い段階から専門的知識をもつ人材を活用して、いじめ問題の解決にあ たります。 ○ 不登校児童・生徒の学習機会を保障するため、適応指導教室を充実する とともにICT機器の活用を図ります。 ○ 不登校児童・生徒の実態を詳細に調査し、より効果的な不登校対策に取 り組みます。 	

項目1 い	じめ・不登校等に対する効果的な取組の推進
目標	いじめ・不登校等に対して各校での組織的な体制の充実を図っていく。 スクールカウンセラーや心のふれあい相談員等の校内相談体制と、教育 相談室、スクールソーシャルワーク事業などの校外相談体制を一層充実さ せるとともに、学校、教育相談室、適応指導教室、子ども家庭支援セン ター、こども発達支援センター、総合福祉事務所、保健相談所など関係機 関の連携を一層深めていく。
事成果	(1) 教育相談の実施 教育相談室4室に心理教育相談員を配置し、子どもと保護者の相談を受けている。 教育相談来室件数 【令和2年度】2,624件 【令和3年度】2,808件 【令和4年度】2,653件 (2) 関係機関の連携 スクールカウンセラー、心のふれあい相談員を全小中学校に配置し、きめ細かい心のケアを行い、悩みを抱える児童・生徒の学校生活を支えている。小・中学校の依頼に基づき、スクールソーシャルワーカーが関係機関と連携して支援を行っている。スクールソーシャルワーカーの個別支援対象者数 【令和2年度】小学生286人 中学生294人 【令和3年度】小学生286人 中学生294人 【令和3年度】小学生225人 中学生253人 (3) 研修会等の実施 若手教員研修会において、いじめ防止をテーマにした内容を実施し、いじめの未然防止に向けた教員の役割について理解を深めた。全校のいじめ対策推進教員を対象にしたいじめ防止に関する研修会を実施し、各校における組織的にいじめに取り組む体制の充実を図った。各校でのいじめに関する校内研修の充実を図るために「いじめ防止研修資料」を作成し、学校に周知した。不登校対応に関しては、不登校児童・生徒への支援方針を明確にし、対応のポイントを明示した不登校パンフレットを作成し、学校に周知した。

主な取組	今後の 取組	引き続き、校内相談体制と校外相談体制を強化し、関連機関の連携を深め、早期対応・早期解決を進めていく。 スクールソーシャルワーカーによる定期的な学校訪問により、学校関係者と緊密に連携を取り、不登校などで困っている児童・生徒を把握し、早期発見・早期対応につなげている。今後も適切な支援を行えるよう各関係機関とより一層連携を図っていく。 「いじめ防止研修資料」を確実に校内研修で取り扱うよう周知し、いじめの確実な認知など、各校における組織的ないじめ問題への対応を充実させていく。 不登校対応研修において、各校の不登校対応の好事例を収集し、協議会等を通して、区内学校への還元を図る。また、中学校の不登校加配教員設
		電校を中心に、別室対応を推進している学校の取組を取りまとめて区内学校に伝達し、校内別室対応の強化を図る。
	所管課	教育指導課、学校教育支援センター
	項目2 専	門的人材を活用したいじめ問題の解決
	目標	生徒・児童および園児の健やかな成長および発達と、これらに寄与する学校運営の安定に資するため、スクールロイヤーによる相談・支援システムを運用することによって、学校におけるトラブルを防止するとともに法的な知見に基づいて適切かつ迅速に問題の解決を図る。
	事業成果	令和3年6月からスクールロイヤー制度を導入した。 1 委託先 第二東京弁護士会 2 令和3年度の実績 (1) 相談件数 38案件(延べ62件) (2) 学校(園)管理職を対象とした研修の実施(2回) (3) 学校(園)向け事例紹介「スクールロイヤーだより」の発行(1回) 3 令和4年度の実績 (1) 相談件数 46案件(延べ113件) (2) 学校(園)管理職を対象とした研修の実施(1回) (3) 学校(園)向け事例紹介「スクールロイヤーだより」の発行(3回)
	今後の 取組	令和4年度に引き続き、学校(園)への研修や事例紹介等により、一層の制度活用や情報共有を促進し、教員の意識啓発と対応力向上を図る。
	所管課	教育指導課

	項目3 不	登校児童・生徒への学習機会の充実
	目標	不登校の子ども一人ひとりの状況に応じた対応の更なる充実を図る。
主な取組	事成業果	1 適応指導教室 (1) 適応指導教室 (1) 適応指導教室 (1) 適応指導教室 (フリーマインド・トライ) 不登校理会・生徒への、学習面の支援と学校への復帰の支援および特来的な自立に向けた支援を継続して行っている。在籍する児童・生徒への、学習面の支援と学校への復帰の支援および特来的な自立に向けた支援を継続して行っている。登録者数 【令和2年度】フリーマインド119人 トライ262人 【令和3年度】フリーマインド153人(うち上石神井41人) トライ278人(うち上石神井41人) トライ290人(うち上石神井41人) トライ290人(うち上石神井41人) トライ290人(うち上石神井71人) 令和3年3月より上石神井において、適応指導教室を委託により開始した。 (2) 特別な支援を要する不登校児童・生徒に対する個別支援平成30年度から、光が丘第一分室で集団での学習支援が困難な不登校児童・生徒の個別学習支援等を委託実施している。また、令和元年度から対象を18歳まで拡大した。登録者数 【令和2年度】17人(小学生9人中学生8人) 23人(15歳~18歳) 【令和3年度】15人(小学生10人中学生5人) 14人(15歳~18歳) 【令和4年度】15人(小学生10人中学生5人) 14人(15歳~18歳) ② 居場所支援事業平成27年度から、不登校の児童・生徒に対して、生活習慣、学習習慣の形成本社会性を育成し、自立した生活を送れるようにするため、居場所支援事業を実施している。登録者数 【令和2年度】17人(小学生9人中学生1人) 「令和4年度】17人(小学生10人中学生7人)平成28年度より光が丘第二分室、令和3年3月より上石神井において、居場所事業を委託により開始した。3 1CTを活用した学習・相談支援令和3年度から、適応指導教室に登録している児童・生徒に対して、心理教育相談した。およびようイン会議システムを活用した相談支援を実施している。 1 (令和4年度) 3人(小学生0人中学生1人) 【令和4年度) 3人(小学生0人中学生3人) (2) オンライン個別学習支援を実施している。利用者数 【令和4年度) 3人

-	
今後の 取組	令和3年3月に上石神井に開設した適応指導教室の継続的・安定的な事業運営のため、区立施設跡地に(仮称)学校教育支援センター上石神井北を設置し、令和6年4月に上石神井で実施している適応指導教室を移転する。 フリーマインド登録児童を対象に、オンライン個別学習支援を実施する。
所管課	学校教育支援センター
項目4 不	登校実態調査の実施
目標	令和3年度および4年度にかけて不登校の実態を把握する調査を実施 し、これまでの取組の検証と今後取り組むべき施策を明らかにする。
事業成果	令和3年度実施 ・不登校生徒追跡調査(一次調査)の実施(アンケート調査) ・不登校生徒追跡調査(二次調査)の実施(追加アンケート調査およびインタビュー調査) 令和4年度実施 ・民間(フリースクール等)の不登校児童生徒支援事業の供給量調査の実施 ・令和3年度、4年度に実施した当該調査の分析 ・当該調査の報告書の作成
今後の 取組	不登校実態調査の結果を踏まえ、「練馬区教育委員会不登校対策方針」を改定する。
所管課	教育指導課、学校教育支援センター

昨年度の点検・ 評価における 主な意見(教育 委員・有識者)	 ○ 不登校やいじめに対して、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員を配置したことを評価する。 ○ 不登校児童・生徒に対するICT機器の活用を推進してほしい。一方で、好事例を参考に、登校しやすい環境づくりにも、引き続き取り組んでほしい。 ○ 子どもたちの自尊感情、他者への思いやり、人権感覚が成長していくような社会的学習を引き続き実施してほしい。不登校問題については、一律的な対策ではなく個別に向き合う、あるいはグループ的な学習による居場所づくりを目指してほしい。家族と向き合い、支援する方向も考えてほしい。 ○ スクールロイヤー制度の導入により、教員が専門的な分野を任せたり、聞いたりすることで負担も減り、問題解決の糸口ができた。スクールロイヤーだよりでの事例集も教員にとって心強いものになると思う。 ○ 民間のフリースクールの導入や連携も含め、不登校の子どもが、学校復帰を目指さなくても、どこかで学習できる多様な学習機会の創設を検討してほしい。 ○ 不登校の実態把握の調査とその活用に期待する。
昨年度の 主し の対り ま在 の が の が の と の が の と の の が の と の の が の と の が の に の の が の の が の の が の の が の の が の の が の の の が の の の が の の の の の が の の の の の の の の の の の の の	 ○「いじめ防止対応研修」や生活指導担当者連絡会において、「生徒指導提要」の理解や活用を促進し、各学校において、児童生徒の自尊感情や人権感覚の向上を図る生活指導が行われるようにする。 ○不登校児童生徒に対しては、一人ひとりに寄り添った支援を実施する。児童生徒が学校や家庭以外の身近な場所で安心して過ごすことができるよう、居場所支援のあり方について検討する。児童生徒を支える保護者の不安に寄り添った相談・支援体制の充実について検討する。 ○適応指導教室への通室や自宅から外出することが困難な児童生徒、別室登校している児童生徒の学びの機会を保障するため、引き続きICTを活用した学習支援の方策について検討する。 ○児童生徒一人ひとりの状況に応じた学習機会を充実するため、適応指導教室事業の充実やICTを活用した学習支援を検討するとともに、民間団体(NPOやフリースクール)との連携に向けた検討等に取り組む。 ○不登校実態調査の結果や社会状況の変化等を反映した「練馬区教育委員会不登校対策方針」とし、不登校児童・生徒一人ひとりの将来的な社会的自立に向けた取組を推進していく。

	評価	特記事項
点検		
· 評 価 欄		

	3-2 33	よざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援
重点施策	概要	○ 家庭環境などにより、様々な問題を抱える子どもたちや家庭に対し、福祉や保健などの関係機関が相互に協力して、一人ひとりにあった生活支援や学習支援を行います。○ 外国人児童・生徒が教育を適切に受けられるよう、児童・生徒およびその家庭への支援を充実します。

項	目1 一	人ひとりに応じた生活支援・学習支援の実施
	目標	支援が必要な子どもの個に応じた学習支援・生活支援を行い、教育の機 会均等を図る。
事	業成果	(1) 学習支援 経済的な支援を必要とする家庭の中学3年生を対象に、基礎的学力および学習習慣の定着を図るための学習支援事業「中3勉強会」を、福祉部と連携して行っている。 【令和2年度】 実施会場7か所、利用者221人、修了者212人、うち進路決定者212人 【令和3年度】 実施会場7か所、利用者265人、修了者245人、うち進路決定者245人 【令和4年度】 実施会場7か所、利用者193人、修了者183人、うち進路決定者183人 (2)経済的支援 就学援助制度として、経済的に困窮している区立、国公立小中学生の児童・生徒の保護者に対して、学校でかかる費用の一部を支給している。 【令和2年度】 小学校 要保護者 379人 (1.13%) 準要保護者 4,096人 (12.24%)中学校 要保護者 281人 (2.13%) 準要保護者 2,398人 (18.17%)小学校入学予定者に対する入学準備費の入学前支給 323人 【令和3年度】 小学校 要保護者 334人 (0.99%) 準要保護者 2,311人 (17.06%)小学校入学予定者に対する入学準備費の入学前支給 324人 【令和4年度】 小学校 要保護者 287人 (0.85%) 準要保護者 3,613人 (10.73%)中学校 要保護者 235人 (1.75%) 準要保護者 2,099人 (15.61%)小学校入学予定者に対する入学準備費の入学前支給 241人 ※ ()内は全児童・生徒数に対する割合
	今後の 取組	令和元年度から週2回の学習支援を行っている。引き続き利用者の要望 に応じた対応を行う。より効果的な事業となるよう、利用者の意見を踏ま え充実を図る。
	听管課	学務課、学校教育支援センター

項目2 外	国人児童・生徒とその家庭への支援
目標	外国人児童・生徒が教育を適切に受けられるよう、児童・生徒およびそ の家庭への支援を充実する。
事業成果	(1) 入学意思等の確認 新小学1年生と新中学1年生に対し、区立学校への入学意思を確認する通知を送付した。在学年の学齢で就学先不明の場合は就学先を確認する通知を送付した(延べ人数)。また、各通知は多言語化し送付した。 【令和2年度】入学確認通知 新小学1年生124名 新中学1年生67名就学先確認通知 40名 【令和3年度】入学確認通知 新小学1年生138名 新中学1年生105名就学先確認通知 118名 【令和4年度】入学確認通知 新小学1年生161名 新中学1年生117名就学先確認通知 148名 (2) 日本語指導の実施 日本語の習得が不十分で学習に支障がある外国人児童・生徒を対象に、日本語の習得が不十分で学習に支障がある外国人児童・生徒を対象に、日本語の習得が不十分で学習に支障がある外国人児童・生徒を対象に、日本語の習得が不十分で学習に支障がある外国人児童・生徒を対象に、日本語指導を受けた児童・生徒】 令和2年度 小学校43校 95名 中学校18校 26名 計61校 121名令和3年度 小学校43校 95名 中学校18校 26名 計61校 121名令和3年度 小学校43校 95名 中学校15校 21名 計53校 96名令和4年度 小学校41校 83名 中学校20校 31名 計61校 114名 ※関連事業 こども日本語教室(地域文化部地域振興課事業推進係)
今後の 取組	令和4年度から通知の回数を増やし、外国人児童・生徒の就学先を確認した。引き続き区立学校への入学意思の確認、就学先の把握に努める。 日本語等指導講師と児童・生徒とのマッチングの精度向上を図る。 日本語指導終了後の支援について検討する。
所管課	学務課、教育指導課

昨年度の点検・ 評価における 主な意見(教育 委員・有識者)	 ○「中3勉強会」の修了者が毎年全員進路決定をしている実績は、評価できる。中1、中2生への拡大を検討するとともに、子どもたちの教育が平等に支援できる体制づくりを引き続き行ってほしい。ヤングケアラーの調査結果に基づき、適切な支援を進めてほしい。 ○外国籍、母国語が異なる子どもたちの増加について、専任の人材を配置し、福祉、教育、保健など多岐に渡る分野の横断的な検討のもと、対策に取り組んでほしい。 ○外国人も含め、様々な家庭環境で育つ子どもたちに、多種多様な支援を行い、成果を上げていることは評価できる。支援活動の中で、スクールソーシャルワーカーの存在も大きいと感じる。様々な役割の大人が一人一人の子どもと関わっていく体制を、今後も継続して行ってほしい。
昨年度の対 見在 の対り 記を の対り と向 と の と の と の と の と の と の と の と の と の	 ○「中3勉強会」利用者および保護者に実施したアンケートでは、「勉強する習慣が身についた」、「相談できる人や一緒に考えてくれる人がいた」、「自分の将来について考えるきっかけになった」などの感想、意見をいただいた。引き続き、個々の利用者に適した丁寧な学習支援を行い、全員が目標とする進路に進めるよう、福祉部と連携しながら勉強会を実施する。 ○ヤングケアラーを発見し、必要な支援につなげるためには、周囲の大人が早期に子どもの変化に気づくことが重要である。社会的認知度をあげるために、教職員向けの研修や啓発のためのリーフレットを作成した。ヤングケアラーチェックシートを活用し、福祉・教育・子育て等の関係機関と円滑に連携できるようにし、個々の状況に合わせたヤングケアラーの支援を進めていく。 ○スクールソーシャルワーク事業においては、スクールソーシャルワーカーはもちろん、ネリマフレンドも活用しながら、様々な役割の大人が関わる体制を継続していく。 ○関連部署(学務課、地域振興課、教育指導課)による情報交換会を実施した。入学相談段階(学務課母教育指導課)や指導開始後(教育指導課母地域振興課)の各段階において該当児童・生徒に関する情報提供を密に行い、例えば、使用教材や進捗の連続性を持たせるなど、引き続き連携を図り支援の充実を目指す。

	評価	特記事項
点検・評価		
価欄		

	3-③ 障害のある子どもたちなどへの支援		
重点施策	概要	 ○ 子どもたちや教員が障害に対する理解をより深めるよう、取り組みを充実します。 ○ ICT機器を活用して、障害のある子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな学習支援や子どもたち同士の交流を進めます。 ○ 医療的ケアをはじめ特別な支援が必要な子どもと家庭に対し、保育・教育・福祉・保健などの関係機関が一体となって、切れ目のない支援を行います。 	

項目1 障害理解への取組の充実		
目標	知的障害学級と通常の学級間で行われる学習だけでなく、都立特別支援 学校と区立小中学校間の副籍交流の充実を図る。また、教員の専門性の向 上と保護者に対する障害理解の啓発に努める。	
	(1) 副籍交流の実施 令和2年度から令和4年度にかけて、知的障害学級と通常の学級間での 交流や副籍交流においては、新型コロナウイルス感染症対策のために、交 流内容に制約が生じた。しかしながら、知的障害学級と通常の学級間にお いては、学校行事や休み時間等での交流を行った。 令和4年度の副籍交流においては、令和3年度から引き続きオンライン での交流やお便り交換などの間接的な交流が行われた。また、年度後半に はコロナ禍で減少していた直接交流の再開が進み、レクリエーションや行 事、授業への参加などが行われた。	
事業成果	(2) 研修会の実施 【令和2年度】 特別支援教育コーディネーター研修会を年間1回実施 ※新型コロナウイルス感染症の影響で年間2回の実施を予定していたが 第1回を中止とした。 特別支援教育研修会を年間1回実施。 【令和3年度】 特別支援教育コーディネーター研修会を年間2回実施 特別支援教育研修会を年間1回実施。 【令和4年度】 特別支援教育コーディネーター研修会を年間2回実施 特別支援教育コーディネーター研修会を年間2回実施 特別支援教育コーディネーター研修会を年間1回実施。	
今後の 取組	引き続き、直接的な交流およびICT機器を活用した交流を各校に働きかけるとともに、特別支援教育に関する研修を充実させ、障害理解のための教育を推進していく。	
所管課	学務課、教育指導課	
項目2 IC	Tを活用した学習支援の推進	
目標	ICT機器を活用して、障害のある子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな学習支援や子どもたち同士の交流を推進する。	
	目標 目標 今取 所目2 IC	

	事業成果	【令和2年度】 区立小中学校の特別支援教室等に教室ICT機器を配備した。 区立小中学校の全ての児童生徒に、一人一台タブレット端末を配備した。 【令和3年度】 障害の特性に応じた学習支援を実施した。 AIドリルを活用した学習を実施した。 【令和4年度】 マルチメディアデイジー教科書を全校で使用できるようにした。
	今後の 取組	ICTを活用した指導方法について、教員の専門性向上を図る。また、特別支援教育に効果的なデジタル教材等の導入を引き続き検討する。
	所管課	教育施策課、教育指導課
	項目3 医	療的ケア児支援体制の充実
主な取組	目標	「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針」 に基づき、児童・生徒等の状況に合わせた医療的ケア支援を実施する。
	事業成果	平成29年度に「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針」を策定し、たんの吸引や経管栄養、導尿の医療的ケアを必要とする子どもが安心して学校等に通えるよう、区では国に先行して医療的ケア児への支援充実を図った。 令和元年度からは血糖値測定やインスリン注射を必要とする医療的ケア児への処置をモデル事業として実施している。 区立保育園で安全に医療的ケア児を支援するために、医療的ケアについて学ぶ保育士向けの座学研修と、実習モデル人形を用いた実習研修を行った。 【医療的ケアが必要な児童の受入実績】 令和2年度 小中学校9校、学童クラブ4施設、保育園3園合計12名令和3年度 小中学校7校、学童クラブ5施設、幼稚園2園、保育園3園合計13名
	今後の 取組	令和3年6月に医療的ケア児支援法が成立したことを踏まえ、令和5年度末に医療的ケア児への新たな支援方針を策定し、令和6年度からその方針に基づき支援を実施する。 学校では、保護者が同行できない場合の宿泊を伴う校外学習での看護師派遣や、処置のための環境整備を行う。 保育園では、指定園に限らず受入れが行えるよう簡易ベッド配備等環境の整備を行い、体制を整える。学童クラブでは、入会児童の医療の内容に応じて必要物品を配備するなど、体制を整える。 また、外部および内部研修を充実させ職員の理解促進や技術の向上を図る。(たん吸引等の研修等)
	所管課	学務課、子育て支援課、保育課

昨年度の点検・ 評価における 主な意見(教育 委員・有識者)	 ○ 小中学校・幼稚園等における施設のバリアフリー化や多機能トイレの拡充や施設面、また医療的ケア児支援体制の面で更なる充実をしてほしい。 ○ 障害のある子どもが将来、少しでも自立して生活できるような環境の整備に尽力してほしい。具体的には、中3で行われる進路指導で、教員が保護者や生徒に、就職に関する情報を積極的に提示して、障害のある子どもでも、自分が何をできるのかを検討する機会を与えてほしい。 ○ 副籍制度で、通学区域学校へ登校が実現できた子どもたちの体験、事例を可能な限り報告して、ほかの子どもたち、保護者たちに知らせてほしい。 ○ ICT機器を活用した副籍交流の更なる拡充を期待する。 ○ 医療的ケア児への支援は高く評価できる。医療的ケア児が限られた施設でなく近隣の地域の施設に通えるように、引き続き保護者のニーズを踏まえた拡充を期待する。
昨意現で今を見たい。本では、本での対のでは、大学の対のでは、大学のでは、大学のでは、大学のできません。「おいま」をは、「おいま」をは、「おいま」をは、「おいま」をは、「おいま」をは、「おいま」をは、「はいま」をは、いまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	 ○ 障害のある子どもが自立する視点から、特別支援教育研修で都立特別支援学校の教員を講師として招聘し、進路の状況や卒業後の生活の理解を深める研修を計画していく。今後も、特別支援学校との研修や交流の在り方を考え、連携を深めていく。 ○ 各学校が充実した副籍交流を行えるよう、副籍交流の実績をまとめ、広く周知を図る。また、コロナ禍で増えてきたICT機器を活用したオンラインでの交流についても併せて周知していく。 ○ 医療的ケア児の受入れについては、安全で安心して学び、過ごせる環境を整備できるよう今後も取組んでいく。 ○ 学校では、校外学習での看護師派遣や、物品等の配備などに引き続き取り組む。 ○ 保育園では、(福)心身障害児総合医療療育センターの協力を仰ぎ、医療的ケア児の理解を深める等研修の充実を図る。令和5年度は3講座実施した。 ○ 訪問看護ステーションと連携し、土曜日の保育・ケアの実施を行い、保護者のニーズに応えた。 ○ 学童クラブでは、看護師による研修を実施し、医療的ケアの具体例や保育上の注意点などを学んだ。 ○ 保育園および学童クラブにおいて、受入れ園の拡充や新たな医療的ケア児受入れのため、物品等を配備し環境整備を行う。

	評価	特記事項
点 検 •		
評価欄		

○子育て分野

1 子どもと子育て家庭の支援の充実

	1-① 相	談支援体制の充実
重点施策	概要	○ 子育てのひろばに加え、外遊びの場「おひさまぴよぴよ」などに相談員を配置し、乳幼児親子の身近な相談場所を拡充します。○ 自宅に居ながら相談や保護者同士の交流が行えるよう、オンラインを活用した相談機能と情報発信の取組を充実します。

	項目1 乳幼児親子の身近な相談場所の拡充				
主な取組	目標	乳幼児を抱える保護者が身近な場所で気軽に子育てに関する相談ができる環境を整備する。			
	事業成果	 ○ 公園で自然と触れ合いながら楽しめる外遊び型子育てのひろば「おひさまぴよぴよ」に育児の孤立化や虐待の防止を目的として令和元年度から相談員を配置している。 おひさまぴよぴよ利用実績 相談員配置か所【令和2年度】 延べ21,670人 7か所【令和3年度】 延べ23,592人 7か所【令和4年度】 延べ22,096人 7か所 ○ 児童館学童クラブ室を活用した子育てのひろば(にこにこ)に相談員を配置した。 【令和2年度】2か所配置 【令和3年度】2か所配置(新規配置なし)【令和4年度】4か所配置(新規2か所配置) 			
	今後の 取組	令和5年度におひさまぴよぴよを1か所新規開設し、相談員を配置する。引き続き、「おひさまぴよぴよ」および「にこにこ」に相談員を配置するなど、相談場所の拡充を図っていく。			
	所管課	子育て支援課、子ども家庭支援センター			
	項目2 オンラインによる相談と情報発信の充実				
	目標	自宅に居ながら相談や保護者同士の交流が行えるよう、オンラインを活用した相談機能や情報発信を充実させ、育児の孤立化を防ぐ。			
	事業成果	 ○ 令和2年5月から、地域子ども家庭支援センターにおいてweb会議システムを活用したオンラインひろばを開始した。 【令和2年度】109回実施 親子延べ1,096人参加 【令和3年度】191回実施 親子延べ2,284人参加 【令和4年度】128回実施 親子延べ 884人参加 ○ 令和2年9月から、web会議システムを活用した練馬こどもカフェのオンライン開催を開始した。 【令和2年度】全8回開催 親子延べ20組参加 【令和3年度】全8回開催 親子延べ29組参加 【令和4年度】全1回開催 親子延べ4組参加 			

今後の 取組	引き続き、オンラインひろばおよび練馬こどもカフェのオンライン開催 を実施していく。
所管課	こども施策企画課、子ども家庭支援センター

昨年度の点検・ 評価における 主な意見(教育 委員・有識者)	 ○ 子育てのひろばは、育児への不安や悩みを気軽に話すことができる場所だと思う。悩みが深くなり、他人に話すことができなくなる前に相談員がいることで、すぐに解決したり安心できると考えられる。 ○ 子育て家庭との相談支援は、学校教育支援センター、子育てのひろばなどの施設で「待つ」体制だけでなく、支援を必要としている家庭に手を差し伸べていく姿勢を大切にしてほしい。 ○ オンラインひろばも定着していて、実施回数を増やしたことによって着実に参加者が増えていることを評価する。 ○ 対面やオンラインなど、相談方法の多様化も大切な視点だと思うので、引き続き相談を求める保護者への支援を実施してほしい。
昨年度の対別を表現での主に取りませる。中ででは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一	 ○ 乳幼児親子の身近な居場所であり、気軽に相談できる子育てのひろばの拡充に取り組み、安心して子育てできる環境を整備する。 ○ 要保護児童対策地域協議会の地域子ども家庭支援ネットワーク会議や主任児童委員連絡会などを通して、支援を必要とする保護者や家庭の発見などに取り組んでいる。また、子ども家庭支援センターや地域子ども家庭支援センターの職員が保育所等を訪問し、気になる家庭等の情報を把握した場合には、施設と連携を図り必要な支援につなぐ取組を実施している。 ○ 遠方に居住し参加するのが難しい親子などが、自宅に居ながら気軽に参加できるよう、引き続きオンラインひろばを実施していく。 ○ 対面やオンラインなど多様な手法で子育て支援講習や交流会等を実施し、相談や保護者同士が交流できる場を提供していく。

	評価	特記事項
点検・評価欄		

	1-② 新	しい児童相談体制の充実
重点施策	概要	○ 「練馬区虐待対応拠点」を活用して、区の地域に根差したきめ細かい支援と、都の広域的・専門的な支援を適切に組み合わせ、迅速かつ一貫した児童虐待への対応を実現します。○ 地域のきめ細かな支援として、親子支援や継続的な関わりが必要な子どもへのサポートを進めるとともに、妊娠期からの切れ目のないサポートとして、保健相談所との一体的支援を強化します。

	項目1 都	との連携強化
主な取	目標	区子ども家庭支援センターによるきめ細やかな支援と、都児童相談センターによる広域的・専門的な支援との連携を強化することで、迅速かつ一貫した児童相談体制をさらに充実させる。
	事業成果	○ 令和元年10月から都との協議を踏まえて、都児童相談センターから送致された事案の対応を行っている。 都児童相談センターからの事案送致数の推移 【令和2年度】232件 【令和3年度】341件 【令和4年度】451件 ○ 令和2年7月、区子ども家庭支援センター内に都と共同で「練馬区虐待対応拠点」を設置した。これにより都区の日常的な情報共有が可能となり、虐待発生時の速やかな対応や支援につなげている。 ○ 令和3年8月から、迅速に適切な支援につなげるため、都区共通のチェックリストを用いて虐待通告の初期対応の振り分けを行う取組を開始した。 【令和3年度】43件(令和3年8月から令和4年3月まで)【令和4年度】45件
	今後の 取組	東京都が、令和6年度に(仮称)東京都練馬児童相談所を、区の子ども 家庭支援センターと同一施設内に設置する。児童相談所の設置により、都 区合同のケース検討会議や虐待通告に基づく家庭訪問等が随時可能とな り、都区の緊密な連携を更に深め、支援の必要な家庭に対し、迅速かつ的 確な対応を図っていく。
組	所管課	子ども家庭支援センター
	項目2 子	ども家庭支援センターによる支援体制の充実
	目標	職員の増員や係の新設、事業の充実など、区子ども家庭支援センターによる支援体制を充実させることで、増加する相談に対してきめ細やかな対応をする。
	事業成果	 ○ 前年度に引き続き、令和4年度も職員を4名増員し、体制強化を図った。 児童相談件数 職員数(うち専門員) 【令和2年度】 7,518件 61人(45人) 【令和3年度】 9,532件 65人(50人) 【令和4年度】 10,798件 68人(53人) ○ スーパーバイザーとして、医師や学識経験者に加えて、令和元年度から弁護士と児童相談所0B(児童福祉司・児童心理司)による助言・指導を実施している。 ○ 令和3年度から、初期対応の振り分けや児童相談所からの事案送致等への初期対応を担当する係を設置した。

	増加する児童相談や虐待通告への丁寧な対応を図るため、福祉や保健師等の専門職員の充実を図る。親権等法的判断を含む相談や児童相談所からの事案送致への対応にあたっては、弁護士・医師等からの助言・指導が有効であるため、引き続きスーパーバイザーの活用を図っていく。
所管課	子ども家庭支援センター

昨年度の点検・ 評価における 主な意見(教育 委員・有識者)	 ○ 都と共同で設置した「練馬区虐待対応拠点」により、都区の連携が強まり、成果をあげていることを評価する。東京都練馬児童相談所(仮称)を区の子ども家庭支援センターと同一施設内に設置することで、児童虐待への対応の充実・強化につながることを大いに期待する。今後は、相談に来ない保護者の発見などにも力を入れ、子どもたちが安心して生活できる仕組みづくりを検討してほしい。 ○ 児童相談の事例においては、当事者の子どもとその保護者へのアプローチを常に視野に入れて、親たちの生育環境、子どもへの向き合い方などその背景への配慮が大切である。都区職員の直接的な相互連携を期待する。また、引き続き、区の専門職員の充実を進めるとともに、継続的なかかわりを必要とする事例への支援体制の充実も望む。
昨年度の主な 意見に対り 現在取り 名と 今後の方向性	 ○ 要保護児童対策地域協議会の地域子ども家庭支援ネットワーク会議や主任児童委員連絡会などを通して、支援を必要とする保護者や家庭の発見などに取り組んでいる。また、子ども家庭支援センターや地域子ども家庭支援センターの職員が保育所等を訪問し、気になる家庭等の情報を把握した場合には、施設と連携を図り必要な支援につなぐ取組を実施している。 ○ 令和5年度から、区の心理職が都児童相談センター心理職と連携して保護者支援の手法のひとつである「CAREプログラム」を活用し、児童虐待の再発防止等の取組を強化している。

	評価	特記事項
点検		
•		
評価		
欄		

	1-③ 支	援が必要な子どもたちと家庭への取組の充実
重点施策	概要	○ 発達に不安のある親子対象の「のびのびひろば」を区内5か所の子ども 家庭支援センターで実施し、身近なところで相談できるようにします。○ 障害のある子どもが安心して保育サービスを利用できるよう、障害など の特性に合わせたきめ細かな支援を充実します。○ ひとり親家庭などに対して、子育てに必要な支援に努めます。

	項目1 発	達の不安や障害のある親子支援の充実
	目標	子どもの発達に不安のある親子が自由に遊べる場「のびのびひろば」を提供し、親同士の情報交換や交流を図り、児童虐待の予防につなげる。
	事業成果	 ○ 平成30年4月から5か所の子ども家庭支援センターで、発達に不安のある親子を対象にしたひろば事業「のびのびひろば」を開始した。【令和2年度】4施設月2回実施、1施設月1~2回実施【令和3年度】4施設月2回実施、1施設月1~2回実施【令和4年度】5施設月2回実施 ○ 令和2年度からファミリーサポート事業の軽度障害児受入を開始した。【令和2年度】利用児童数 延べ 873人【令和3年度】利用児童数 延べ1,095人【令和4年度】利用児童数 延べ1,242人
主	今後の 取組	「のびのびひろば」は実施回数を増やし、5施設全てで月2回実施している。引き続き、こども発達支援センターと連携のうえ、発達に不安のある親子が自由に遊べて相談できる場を提供していく。 引き続き、障害児を養育する家庭を支援するため、ファミリーサポート事業における軽度障害児の受入れを実施する。
な 取	所管課	子ども家庭支援センター
組	項目2 『	章害児保育の充実
	目標	障害児に対する専門的知識・技術・具体的支援方法等について、保育所 の職員が学ぶ機会を設け障害児保育のサービス向上を図る。
	事業成果	 ○ 認可保育所に対して、専門の指導員による巡回指導を実施した。なお、私立保育所への巡回指導は令和3年度から開始している。 【令和2年度】区立保育所巡回指導回数 171回 私立保育所巡回指導回数 179回 【令和4年度】区立保育所巡回指導回数 179回 【令和4年度】区立保育所巡回指導回数 194回 ○ 区内保育施設職員向けに障害児保育研修を実施した。 【令和2年度】3件 受講者数 191名 【令和3年度】7件 受講者数 588名 【令和4年度】7件 受講者数 620名
	今後の 取組	引き続き、巡回指導を実施するとともに、区内全ての保育施設職員向け に研修を実施していく。 私立保育所等(地域型保育事業含む)に対して巡回指導および施設訪問 を行い、障害児の受入れに関する相談の場を設け、受入れ拡大に繋げる。
	所管課	保育課

	項目3 ひ	とり親家庭等への支援
	目標	ひとり親家庭に児童扶養手当、児童育成手当を支給し、また医療費の一部を助成することで、児童の福祉の増進を図る。
主な取組	事業成果	【令和2年度末現在】 支給対象児童数 児童扶養手当 5,055人 児童育成手当 7,275人 対象世帯・受給者数 ひとり親家庭等医療費助成 3,087世帯 4,408人 【令和3年度末現在】 支給対象児童数 児童育成手当 4,720人 児童育成手当 7,019人 対象世帯・受給者数 ひとり親家庭等医療費助成 2,911世帯 4,111人 【令和4年度末現在】 支給対象児童数 児童扶養手当 4,503人 児童育成手当 6,846人 対象世帯・受給者数 ひとり親家庭等医療費助成 2,785世帯 3,946人
	今後の 取組	引き続き、生活福祉課ひとり親家庭支援係と連携しながら、ひとり親家 庭への支援について周知を強化して取り組んでいく。
	所管課	子育て支援課

昨年度の点検・ 評価における 主な意見(教育 委員・有識者)	 ○ 親子が自由に遊べる「のびのびひろば」に加えて、親と離れて過ごせる 通所施設の開所を検討してほしい。親がレスパイトできる時間の確保に より、虐待の防止につながると考えられる。 ○ ヤングケアラーの実態調査から、支援のニーズがみえてきたのは評価で きる。当事者が困難なことと受け止めずに家族間で努力していることも みえてきたが、本来は学業の遅れを取り戻し、進路への支援を受けるべ きであり、専任の支援者を配置して丁寧に対応していく必要がある。 ○ 障害児保育のサービス向上のために、私立保育所への巡回指導を開始し たことは評価できる。障害も多種多様になってきている。区内すべての 保育職員向けの研修を進めるなど、引き続き障害について学ぶ機会を作 るよう努めてほしい。 ○ ひとり親家庭が求める支援は多様であると思われるが、引き続き児童扶 養手当の支給等経済的な支援を行うとともに、情報の支援、子育て上の 支援などは、福祉部などと引き続き連携し、対応してほしい。
昨年度の主 意見取 の 対 り 組 と 向 性	 ○ こども発達支援センターでは、令和4年11月から障害児および発達に心配のある児童をもつ保護者の育児の不安や負担を軽減するため、障害児一時預かり事業を実施している。引き続き、のびのびひろばや障害児一時預かり事業など、発達に不安のある親子支援に取り組んでいく。 ○ 学習の遅れが見える児童生徒に対しては、休み時間や放課後等を利用した補習を行っており、進路相談についても個別に対応している。また、専任の支援者配置については、現在、ヤングケアラーの相談に対応している関係各課で協議し、設置の必要性も含め、検討していく。 ○ 保育施設に対する巡回指導や説明会、施設訪問を実施し、障害のある子どもたちが安心して園生活を送れるよう支援するとともに、障害児のさらなる受入れ拡大を図っていく。 ○ 児童扶養手当の支給等、経済的な支援を実施しつつ、生活福祉課ひとり親支援係と連携を図り、引き続きひとり親家庭への支援に取り組んでいく。

	評価	特記事項
点検・評価欄		

2 子どもの教育・保育の充実

	V = 0		
	2-① 家庭での子育て支援サービスの充実		
重点施策	概要	 ○ 民間のカフェと協働し、保護者が交流したり、子どもと一緒にリラックス出来る場を提供するとともに、私立幼稚園や保育事業者等の協力を得て、子育て講座等を実施する「練馬こどもカフェ」を拡大します。 ○ 親子で遊んだり保護者同士が交流できる、民設子育てのひろばと外遊びの場「おひさまぴよぴよ」を増設します。 ○ 子育て支援団体と協働し、子どもの心身の発達や社会性を育む外遊び事業を実施します。 	

	項目1 練馬こどもカフェの拡充		
	目標	在宅子育て世帯への支援の充実を図るとともに、地域全体で子育てを支え合う環境づくりを推進する。	
	事業成果	令和元年度に事業を開始。民間のカフェなどと協働し、保護者が交流したり、子どもと一緒にリラックスできる場を提供するとともに、私立幼稚園や保育事業者などの協力を得て、子育て講座を実施する「練馬こどもカフェ」を拡大する。 【令和2年度】5か所 全33回開催 親子延べ113組参加【令和3年度】6か所 全68回開催 親子延べ217組参加【令和4年度】7か所 全81回開催 親子延べ229組参加 ※令和2年度から開始したオンライン開催を含む。	
	今後の 取組	令和5年度は新たに1か所開始するとともに、自主運営型練馬こどもカフェを本格実施する。	
主な	所管課	こども施策企画課	
取 組	項目2 子	育てのひろばの増設	
WIT.	目標	親子が気軽に交流できる子育てのひろばの拡充等に取り組み、安心して 子育てのできる環境を整備する。	
	事業成果	0~3歳の乳幼児親子が自由に来室する子育てのひろばや、公園で自然と触れ合う「おひさまぴよぴよ」を整備している。 子育てのひろばおよび「おひさまぴよぴよ」の設置状況(各年度末時点)	
	今後の 取組	民設子育てのひろばは、新たに1か所開設したが、1か所閉室したため、令和4年度末時点の施設数は15か所となった。おひさまぴよぴよについても令和5年度に新たに1か所開設する。引き続き、親子が気軽に交流できる子育てのひろばの拡充に取り組んでいく。	
	所管課	子ども家庭支援センター	

	項目3 公	項目3 公園等を活用した外遊びの取組		
主な取組	目標	屋外での活動を通じて、子どもの心身の発達や社会性を育む環境を整備する。		
	事業成果	区内の民間子育て支援団体と協働し、区内の自然を活用した外遊び体験の場を提供している。 【令和2年度】参加者数 延べ12,895人 【令和3年度】参加者数 延べ14,602人 【令和4年度】参加者数 延べ11,818人		
	今後の 取組	引き続き、外遊びの場の提供事業を実施し、外遊びを通じた子どもの成 長を支援する。		
	所管課	子育て支援課		

昨年度の点検・評価における主な意見(教育委員・有識者)	 ○ 練馬こどもカフェの取組は、若い保護者の子育で支援にとても役立っていると思う。ぜひ、検証し効果が認められれば、いろいろな個所に設置してほしい。 ○ 未就園児を育てている家庭に向けて、区内各地の子育でのひろば、おひさまぴよぴよ、練馬こどもカフェ、さらにオンラインによる個別相談など、様々な事業が充実している。 ○ 練馬こどもカフェの開催数が増えたことにより、参加者数もコロナ前に戻りつつある。講師を依頼すると回数に制限がかかる。子育で講座がなくても、保護者同士の交流を図る場として、月1回のペースでなく、週1回の開催となるよう進めてほしい。 ○ 外遊び体験では、子どもたちが外遊びをしたいときにいつでもできる環境作りに取り組むとともに、子どもだけでも参加できる場の提供を引き続き検討してほしい。
昨年度の主なの主を 見に取り の を を を の を を の を と の と の と の と の と の と	 ○ 区内商店会の協力を仰ぐなど、幅広く店舗の情報を収集し、練馬こどもカフェの拡大を図る。また、参加者アンケートなどを踏まえ、開催方法の多様化について検討する。 ○ 令和5年度におひさまぴよぴよを1か所新規開設するなど、身近な場所で相談できる事業を充実する。遠方に居住し参加するのが難しい親子などが、自宅に居ながら気軽に参加できるオンラインひろばや練馬こどもカフェについても引き続き実施していく。 ○ 引き続き、子どもたちが外遊び体験に参加しやすい環境作りに取り組んでいく。なお、大きな公園等を移動しながら実施する移動型の外遊びについては、対象となる未就学児の安全確保のため保護者とともに参加することとしているが、定例的に公園で実施する拠点型等については、子どもだけで参加できることとしている。

	評価	特記事項
点 検 •		
評価欄		

重	2-② 練馬こども園の充実		
重点 施 策	概要	○ 幼稚園において、通年で9時間から11時間の預かり保育や0~2歳児の 預かり保育を行う区独自の幼保一元化施設「練馬こども園」を拡大しま す。	

主な取組	項目1 練	項目1 練馬こども園の拡大		
	目標	「練馬こども園」を拡大し、保護者のニーズに応じて子どもの教育や保育サービスが選択できる。		
	事業成果	平成27年度に制度創設。令和元年度には、新たな仕組みとして短時間型(9時間以上)および低年齢型(0~2歳)を創設した。 【令和2年度】認定園数 22園(定員1,569名) 新規認定 2園(標準型1園、短時間型1園) 【令和3年度】認定園数 25園(定員1,689名) 新規認定 3園(短時間型2園、低年齢型1園(標準型として既に認定している園と重複)) 【令和4年度】認定園数 26園(定員1,869名) 新規認定 1園(短時間型1園)		
	今後の 取組	引き続き、認定園と定員の拡大に取り組んでいく。また、2歳児までの 保育施設との連携を充実し、卒園後の受入先としての役割を強化する。		
	所管課	こども施策企画課		

昨年度の点検・ 評価における 主な意見(教育 委員・有識者)	
昨年度の主な 意見に対しる 現在取り組んで で後の方向性	回上に劣めている。 ○ 引き続き、保護者の就労形態やニーズの多様化に応えるため、練馬こど も間の拡大を図り、子どもの教育・保育サービスが選択できるようにす

	評価	特記事項
点検		
• 評価欄		

	2-③ 保	2-③ 保育サービスの充実		
重点施策	概要	○ 保育所の待機児童解消を目指して、私立認可保育所の誘致などにより、 定員を拡大します。○ 保護者の利便性の向上等を図るため、窓口や保育施設におけるICT化を 推進します。○ 東京都福祉サービス第三者評価の受審を促進するなど、保育サービス水 準の向上を図ります。		

目標 認可保育所206所(定員17,341名) 保育施設の新規整備による定員拡大等を行った結果、3年連続で待機児		項目1 保	項目1 保育施設の定員拡大			
電ゼロを達成した。		目標	認可保育所206所(定員17,341名)			
取組 る。 所管課 保育課、保育計画調整課 項目2 窓口や保育施設のICT化の推進 目標 ICTを活用した「来庁不要型窓口」の推進 保育所におけるICTの導入推進 ○ 令和2年度から、LINEを活用して条件に合った保育園の検索やチャットボットによる問合せ、子育て分野の情報配信といった保活支援サービスを開始した。令和3年度から、LINE保活支援サービスに「保育指数シミュレーション」機能を追加した。 事業成果 ○ 連絡帳機能のあるICTを区立直営園全32園、区立委託園24園に導入した。 ○ 私立認可保育所等では既存のICT未導入の保育施設に対して、補助事業の周知徹底を図るために小冊子を作成し導入勧奨を進めた。結果として、約9割の保育施設で導入が完了した。 令和5年10月からオンライン入園申請の受付を開始し、時間や場所を問わず、スマートフォンやパソコンで申請が可能になる。引き続き、"保活"の入口から出口、そして入園後まで全ての手続を区役所に行かずにスマートフォン等で完結する仕組みの構築を進める。また、活用を促すための周知啓発を行う。 区立直営園でICTの習熟度の向上のため、操作研修を実施しスキルの底上げを図る。 私立認可保育所等で新設園への導入費用の補助を引き続き実施する。		事業成果	童ゼロを達成した。 【令和3年4月1日現在】 認可保育所 190所(定員16,218名) 待機児童数 0名 【令和4年4月1日現在】 認可保育所 197所(定員16,780名) 待機児童数 0名 【令和5年4月1日現在】			
項目2 窓口や保育施設のICT化の推進 目標 ICTを活用した「来庁不要型窓口」の推進 保育所におけるICTの導入推進 ○ 令和2年度から、LINEを活用して条件に合った保育園の検索やチャットボットによる間合せ、子育て分野の情報配信といった保活支援サービスを開始した。令和3年度から、LINE保活支援サービスに「保育指数シミュレーション」機能を追加した。 事業成果 連絡帳機能のあるICTを区立直営園全32園、区立委託園24園に導入した。 ○ 私立認可保育所等では既存のICT未導入の保育施設に対して、補助事業の周知徹底を図るために小冊子を作成し導入勧奨を進めた。結果として、約9割の保育施設で導入が完了した。 令和5年10月からオンライン入園申請の受付を開始し、時間や場所を問わず、スマートフォンやパソコンで申請が可能になる。引き続き、"保活"の入口から出口、そして入園後まで全ての手続を区役所に行かずにスマートフォン等で完結する仕組みの構築を進める。また、活用を促すための周知啓発を行う。区立直営園でICTの習熟度の向上のため、操作研修を実施しスキルの底上げを図る。私立認可保育所等で新設園への導入費用の補助を引き続き実施する。						
日標 ICTを活用した「来庁不要型窓口」の推進保育所におけるICTの導入推進 ○ 令和2年度から、LINEを活用して条件に合った保育園の検索やチャットボットによる問合せ、子育て分野の情報配信といった保活支援サービスを開始した。令和3年度から、LINE保活支援サービスに「保育指数シミュレーション」機能を追加した。 ○ 連絡帳機能のあるICTを区立直営園全32園、区立委託園24園に導入した。 ○ 私立認可保育所等では既存のICT未導入の保育施設に対して、補助事業の周知徹底を図るために小冊子を作成し導入勧奨を進めた。結果として、約9割の保育施設で導入が完了した。 令和5年10月からオンライン入園申請の受付を開始し、時間や場所を問わず、スマートフォンやパソコンで申請が可能になる。引き続き、"保活"の入口から出口、そして入園後まで全ての手続を区役所に行かずにスマートフォン等で完結する仕組みの構築を進める。また、活用を促すための周知啓発を行う。区立直営園でICTの習熟度の向上のため、操作研修を実施しスキルの底上げを図る。 私立認可保育所等で新設園への導入費用の補助を引き続き実施する。		所管課	保育課、保育計画調整課			
日標 保育所におけるICTの導入推進 ○ 令和2年度から、LINEを活用して条件に合った保育園の検索やチャットボットによる間合せ、子育て分野の情報配信といった保活支援サービスを開始した。令和3年度から、LINE保活支援サービスに「保育指数シミュレーション」機能を追加した。 事業成果 事業成果 ・ 連絡帳機能のあるICTを区立直営園全32園、区立委託園24園に導入した。 ・ 私立認可保育所等では既存のICT未導入の保育施設に対して、補助事業の周知徹底を図るために小冊子を作成し導入勧奨を進めた。結果として、約9割の保育施設で導入が完了した。 ・ 令和5年10月からオンライン入園申請の受付を開始し、時間や場所を問わず、スマートフォンやパソコンで申請が可能になる。引き続き、"保活"の入口から出口、そして入園後まで全ての手続を区役所に行かずにスマートフォン等で完結する仕組みの構築を進める。また、活用を促すための周知啓発を行う。 区立直営園でICTの習熟度の向上のため、操作研修を実施しスキルの底上げを図る。 私立認可保育所等で新設園への導入費用の補助を引き続き実施する。		項目2 窓	口や保育施設のICT化の推進			
 ○ 令和2年度から、LINEを活用して条件に合った保育園の検索やチャットボットによる問合せ、子育て分野の情報配信といった保活支援サービスを開始した。令和3年度から、LINE保活支援サービスに「保育指数シミュレーション」機能を追加した。 事業成果 ○ 連絡帳機能のあるICTを区立直営園全32園、区立委託園24園に導入した。 ○ 私立認可保育所等では既存のICT未導入の保育施設に対して、補助事業の周知徹底を図るために小冊子を作成し導入勧奨を進めた。結果として、約9割の保育施設で導入が完了した。 令和5年10月からオンライン入園申請の受付を開始し、時間や場所を問わず、スマートフォンやパソコンで申請が可能になる。引き続き、"保活"の入口から出口、そして入園後まで全ての手続を区令後の投所に行かずにスマートフォン等で完結する仕組みの構築を進める。また、活用を促すための周知啓発を行う。区立直営園でICTの習熟度の向上のため、操作研修を実施しスキルの底上げを図る。私立認可保育所等で新設園への導入費用の補助を引き続き実施する。 	な	目標				
わず、スマートフォンやパソコンで申請が可能になる。 引き続き、"保活"の入口から出口、そして入園後まで全ての手続を区 今後の 役所に行かずにスマートフォン等で完結する仕組みの構築を進める。ま た、活用を促すための周知啓発を行う。 区立直営園でICTの習熟度の向上のため、操作研修を実施しスキルの底上 げを図る。 私立認可保育所等で新設園への導入費用の補助を引き続き実施する。		事業成果	ボットによる問合せ、子育て分野の情報配信といった保活支援サービスを開始した。令和3年度から、LINE保活支援サービスに「保育指数シミュレーション」機能を追加した。 ○ 連絡帳機能のあるICTを区立直営園全32園、区立委託園24園に導入した。 ○ 私立認可保育所等では既存のICT未導入の保育施設に対して、補助事業の周知徹底を図るために小冊子を作成し導入勧奨を進めた。結果として、			
所管課 保育課、保育計画調整課			わず、スマートフォンやパソコンで申請が可能になる。 引き続き、"保活"の入口から出口、そして入園後まで全ての手続を区 役所に行かずにスマートフォン等で完結する仕組みの構築を進める。ま た、活用を促すための周知啓発を行う。 区立直営園でICTの習熟度の向上のため、操作研修を実施しスキルの底上 げを図る。			
		所管課	保育課、保育計画調整課			

	項目3 保	項目3 保育サービス水準の向上		
主な取組	目標	東京都福祉サービス第三者評価の受審を促進するなど、保育サービス水 準の向上を図る。		
	事業成果	 ○ 区内保育施設に東京都福祉サービス第三者評価の受審補助を行った。【令和2年度】区立保育園 20件 私立保育所等 48件【令和3年度】区立保育園 22件 私立保育所等 50件【令和4年度】区立保育園 23件 私立保育所等 48件 ○ 区内保育施設に区立保育所園長経験者等による巡回支援を行った。【令和2年度】私立保育所等 272施設 272回区立委託園等 24園 536回【令和3年度】私立保育所等 284施設 327回区立委託園等 26園 549回【令和4年度】私立保育所等 282施設 282回区立委託園等 28園 622回 ○ 全ての区内保育施設職員向けに研修を実施した。【令和3年度】36回 受講者数 2,590名【令和4年度】38回 受講者数 2,815名 ○ 東京都指定キャリアアップ研修を実施した。【令和4年度】3回 受講者数 166名 		
	今後の 取組	引き続き、区内保育施設に東京都福祉サービス第三者評価の受審補助や 巡回支援を行う。 区内全ての保育施設職員向けに、引き続き研修を実施していくととも に、職員の処遇改善につながる東京都指定キャリアアップ研修を練馬区で 実施する。		
	所管課	保育課、保育計画調整課		

昨年度の点検・ 評価における 主な意見(教育 委員・有識者)	,
昨年度の主な 意見に対して 現在取り組と、 今後の方向性	 ○ 現時点で入園希望者数は減少に転じてはいないが、保育需要に応じて適切な定員管理を行い、空き定員の減少に努めていく。 ○ 引き続き、ICT未導入委託園に対し導入の働きかけを実施し、保育の質の向上に努める。また、新設する私立認可保育所に導入費用の補助制度を活用することでICT導入を推進し、保育士の業務負担軽減を図る。 ○ 保育園検索、保育指数シミュレーション、オンライン入園申請など、来庁せずに手続きが行える利便性を向上する。対面を希望する保護者へのご案内も継続して行う。

	評価	特記事項
点検		
•		
評価		
欄		

3 子どもの居場所と成長環境の充実

重	3-① 安	全で充実した放課後の居場所づくり
量点 施 策	概要	○ 学童クラブの校内化を進めるとともに、「学童クラブ」と「学校応援団 ひろば事業」それぞれの機能や特色を生かしながら事業運営を一体的に 行う「ねりっこクラブ」の早期全校実施を目指します。

	項目1 ね	りっこクラブの拡大
	目標	すべての小学生が安全で充実した放課後や長期休業を過ごすことができる環境を整備するため、ねりっこクラブの早期全校実施を目指す。
主な取組	事業成果	〈ねりっこクラブ〉 【令和3年4月1日現在】 実施校数 37校(新規実施10校:開進第一小、開進第二小、練馬東小、旭町小、下石神井小、大泉第一小、大泉第六小、大泉南小) 【令和4年4月1日現在】 実施校数 45校(新規実施8校:豊玉第二小、中村小、北町小、光が丘夏の雲小、石神井西小、大泉小、大泉東小、大泉北小) 【令和5年4月1日現在】 実施校数 52校(新規実施7校:南町小、練馬第三小、石神井小、上石神井北小、関町北小、大泉第二小、泉新小) 〈ねりっこプラス〉 ねりっこプラス〉 ねりっこプラス〉 ねりっこプラス」を待機となった児童を対象に、ひろば事業終了後のひろば室を活用して、学童クラブに準ずる安全な居場所を提供する「ねりっこプラス」を待機児童がいるすべてのねりっこクラブにおいて実施した。
	今後の 取組	引き続き、ねりっこクラブの全校実施に向けて取り組んでいく。
	所管課	子育て支援課

昨年度の点検・ 評価における 主な意見(教育 委員・有識者)	 ○ 子どもの多様な居場所づくりの必要性が高まっている現在、この事業はとても大切なものだと思う。様々な大人の目で見た子どもに関する情報をどのように共有し、子どもの育成に活用できるかについても大切な視点となるので、意見交換会を今後も実施してほしい。 ○ ねりっこクラブが着実に拡大できていることは評価できる。引き続き推進してほしい。 ○ 「ねりっこクラブ」や「ねりっこプラス」という取り組みで、学童クラブにおける待機児童ゼロに向けての努力が伺える。小学校との連絡会議、情報交換会、運営協議会を定期的に開催し、児童一人ひとりの情報共有を行っていることを評価する。 ○ 各学校の応援団やねりっこクラブ事業者等においては、近隣町会や地域等からの幅広い募集の働きかけをしてほしい。
昨年度の 意見 東 を を を を を の は の は の の の の の の の の の の の の の	 ○ 令和6年4月に向けて、新たに7校(豊玉南小、早宮小、光が丘四季の香小、大泉第四小、大泉西小、南田中小、南が丘小)でねりっこクラブ実施の準備を進めている。 ○ 各ねりっこクラブにおいては、毎月小学校と連絡会議を実施しており、区職員のコーディネーターも参加し事業運営に関する情報共有や意見交換を行っている。一人ひとりの児童についての教員と職員の情報交換は、学期に一回程度会議を設定、課題のある児童については日常的に様子を話す機会を設けている。また、学校応援団やPTA、主任児童委員や青少年委員等地域の方々にも参加いただき、ねりっこクラブの運営や地域の児童の様子などに関する意見交換を行う運営協議会を、年二回実施している。 ○ ねりっこクラブや学校応援団ひろば事業・各開放事業では、地域内の児童と住民の方々とのつながりを大切にしている。事業実施にあたっては、多くの地域住民の方に向けてスタッフの募集を行うように、事業者や学校応援団に対し、区から働きかけを行っている。

	評価	特記事項
点検		
•		
評価		
欄		

	3-② 児	童館機能の充実
重点施策	概要	○ 乳幼児親子の身近な相談場所として「にこにこ」の相談員を拡大するとともに、子育て関連施設への出前児童館を充実します。○ 中高生同士が気軽に話す場、職員が個々の成長に寄り添い悩みや相談を受け止める場として、中高生居場所づくり事業を充実します。

	項目1 乳	幼児親子向けの児童館機能の充実
	目標	乳幼児保護者が気軽に相談できたり、子育てに関する情報が収集できるなど地域の子育て支援の拠点として区民や地域団体との連携を強化する。
	事業成果	 ○ 児童館学童クラブ室を活用した子育てのひろば「にこにこ」に相談員を配置し、子育て応援パンフレットのリニューアルを行った。 【令和2年度】相談員2か所配置(新規配置なし) 【令和4年度】相談員4か所配置(新規2か所配置) ○ 児童館の出前事業の実施 【令和2年度】保健相談所と児童館とでペアをつくり連携を開始 【令和3年度】4か所の保健相談所で、計22回の出前児童館を実施子育て応援パンフレットをリニューアルし、各児童館や各子ども家庭支援センター、各保健相談所等で配布 【令和4年度】子育て関連施設(保育園、幼稚園、保健相談所、公園)への出前事業を拡大子育て応援パンフレットを年度更新し、配布を継続
主	今後の 取組	児童館と地域の子育て関連施設の連携を強化し、児童館が身近な子育て 支援施設であることをPRしていく。
な 取	所管課	子育て支援課
組	項目2 中	高生居場所づくり事業の充実
	目標	中高生の相談機能を強化し、必要に応じて関係機関へつなぐ。
	事業成果	中高生の居場所・自己実現の場として、全児童館で交流や音楽活動を実施している。 【令和2年度】6館で実施 飲食しながら皆で話す事業であることから、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため回数や実施館を縮小 【令和3年度】全17館で実施 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、飲食は個包装の菓子や水分補給に限定して実施 【令和4年度】全17館で実施 「中高生カフェ」を含め、各館でスポーツ、クッキングなどの内容も含めた中高生事業を週に2回程度実施
	今後の 取組	中高生対象の出前事業も積極的に行っていく。
	所管課	子育て支援課

-	
	○ 児童館が、中高生が気兼ねなく過ごせる楽しい居場所になることを望 ***
昨年度の点検・ 評価における	む。 ○ 子育てのひろば「にこにこ」はとても良い趣旨で行われていると思う。 仕事等で参加できない保護者への対応をどうするか、例えば相談だけで もオンラインで行うなど、可能であれば実施していただきたい。 ○ 児童館は、子育て中の家族から中高生までの、年齢を超えた交流が期待 できる。今後は対人関係を学ぶ、世代間の自由な交流の場として多くの 可能性を期待したい。また、職員の専門性スキルアップの機会も増やし てほしい。
主な意見(教育委員・有識者)	○ ネット環境が充実している中で、対面で他人と交流する必要性を感じる。未就学の親子ひろばや、小中学生のイベント、中高生居場所づくり事業を周知して、地域の児童館に利用者が拡充していくことを期待する。
	○職員の資質向上、相談員の拡充、効果的なPRを通して、引き続き機能強化を図ってほしい。○中高生の居場所づくりについては、様々な課題があると思うが、中高生の意見を取り入れながら改善していくことも検討してほしい。
昨年度の主 で 要 見 ま り り こ 方 り る の 方 後 の 大 り と り と り と り と り と り と り と り と り と り	文援課の相談員である「すくすくアトハイザー」がメールで受け付けており、今後も運用を継続する。 ○ 0歳から18歳までの利用対象の施設であることから、児童館が異年齢の -

	評価	特記事項
点検		
· 評		
価欄		

	3-③ 青	少年の健全育成・若者の自立支援
重点施策	概要	○ 区民との協働により、青少年の野外活動や地域交流の活動を進めるとともに、青年リーダーの養成などを通じて、若者が企画・運営に携わる事業を増やします。○ 若年無業者(ニート)やひきこもり、高校中退等により、自立への支援が必要な若者に対し、関係機関や協力事業者等と連携して、相談・支援を行います。

日標 区民との協働により、地域団体とともに青少年の野外活動や地域交流の活動を進める。		項目1 青	少年の野外活動・地域交流事業等の推進
活動(キャンプ、いも堀り等)、文化事業(カルタ大会、折り紙数室等)や地区祭、清掃活動などの事業を実施している。 「令和2年度】実施事業数 59事業 参加人数 延べ 4, 121人 参和3年度】実施事業数 121事業 参加人数 延べ30, 296人 「令和4年度】実施事業数 218事業 参加人数 延べ30, 296人 李後の 青少年が様々な年齢の人と交流し、実際の体験を通して自立心や社会性を養えるよう、引き続き地域の特色を生かした事業を進めていく。 所管課 青少年課 項目2 青年リーダーの養成、若者の企画運営事業の推進 「青年リーダーの養成、若者の企画運営事業の推進 「青年リーダーの養成内容を充実するとともに、青年リーダーなどの若者が企画・運営に携わる事業の機会を増やす。 ○ 小学5年生から中学3年生までを対象に、キャンプやレクリエーション活動などの講習を実施し、地域における様々な活動で中心的役割を担うジュニアリーダーを養成している。 【令和2年度】初級受講生 162人 中級受講生 88人「令和4年度】初級受講生 153人 中級受講生 90人「今和4年度】初級受講生 194人 中級受講生 90人「令和4年度】初級受講生 194人 中級受講生 90人「参知4年度」中止 (登録者:86人)「令和4年度】計3回(登録者:69人) 「合和2年度】中は「登録者:86人」「令和2年度」十3回(登録者:69人) 「青少年館において、若者が企画・運営に携わる取組を行っている。【令和2年度】計3回(登録者:69人) 「青少年館において、若者が企画・運営に携わる取組を行っている。【令和2年度】4講座 参加人数 延べ134人 (令和3年度】2講座 参加人数 延べ151人 (令和4年度】4講座 参加人数 延べ64人		目標	
取組 を養えるよう、引き続き地域の特色を生かした事業を進めていく。 所管課 青少年課 項目2 青年リーダーの養成、若者の企画運営事業の推進 目標 青年リーダーの養成内容を充実するとともに、青年リーダーなどの若者が企画・運営に携わる事業の機会を増やす。 ○ 小学5年生から中学3年生までを対象に、キャンプやレクリエーション活動などの講習を実施し、地域における様々な活動で中心的役割を担うジュニアリーダーを養成している。 【令和2年度】初級受講生 162人 中級受講生 88人【令和3年度】初級受講生 162人 中級受講生 90人【令和4年度】初級受講生 153人 中級受講生 90人【令和4年度】初級受講生 194人 中級受講生 92人 ジュニアリーダー養成講習会の中級を修了した15~23歳で青年リーダーとして登録した人を対象に、講習会を実施している。【令和2年度】中止 (登録者:84人)【令和3年度】計3回(登録者:86人)【令和4年度】計3回(登録者:69人) 「青少年館において、若者が企画・運営に携わる取組を行っている。【令和2年度】4講座 参加人数 延べ134人【令和3年度】2講座 参加人数 延べ151人【令和4年度】4講座 参加人数 延べ64人 今後の 取組 「青少年育成地区委員会等の子ども向け事業に、青年リーダーが企画段階から携わる事業の試行に取り組む。		事業成果	活動 (キャンプ、いも堀り等)、文化事業 (カルタ大会、折り紙教室等) や地区祭、清掃活動などの事業を実施している。 【令和2年度】実施事業数 59事業 参加人数 延べ 4,121人 【令和3年度】実施事業数 121事業 参加人数 延べ23,010人
項目2 青年リーダーの養成、若者の企画運営事業の推進 青年リーダーの養成内容を充実するとともに、青年リーダーなどの若者が企画・運営に携わる事業の機会を増やす。 ○ 小学5年生から中学3年生までを対象に、キャンプやレクリエーション活動などの講習を実施し、地域における様々な活動で中心的役割を担うジュニアリーダーを養成している。 【令和2年度】初級受講生 162人 中級受講生 88人【令和3年度】初級受講生 153人 中級受講生 90人【令和4年度】初級受講生 194人 中級受講生 92人〇ジュニアリーダー養成講習会の中級を修了した15~23歳で青年リーダーとして登録とした人を対象に、講習会を実施している。【令和2年度】中止 (登録者:84人)【令和3年度】計3回(登録者:86人)【令和4年度】計3回(登録者:69人)〇青少年館において、若者が企画・運営に携わる取組を行っている。【令和2年度】4講座参加人数 延べ134人【令和3年度】4講座参加人数 延べ151人【令和4年度】4講座参加人数 延べ64人 今後の 青少年育成地区委員会等の子ども向け事業に、青年リーダーが企画段階から携わる事業の試行に取り組む。			
主な取組 「「中国のでは、「中国のは、「中国のは、「中国のは、「中国のは、「中国の、「中国の、「中国の、「中国の、「中国の、「中国、「中国、「中国、「中国、「中国、「中国、「中国、「中国、「中国、「中国		所管課	青少年課
日標 が企画・運営に携わる事業の機会を増やす。 ○ 小学5年生から中学3年生までを対象に、キャンプやレクリエーション活動などの講習を実施し、地域における様々な活動で中心的役割を担うジュニアリーダーを養成している。 【令和2年度】初級受講生 162人 中級受講生 88人 【令和3年度】初級受講生 153人 中級受講生 90人 【令和4年度】初級受講生 194人 中級受講生 92人 ○ ジュニアリーダー養成講習会の中級を修了した15~23歳で青年リーダーとして登録した人を対象に、講習会を実施している。 【令和2年度】中止 (登録者:84人) 【令和3年度】計3回(登録者:86人) 【令和4年度】計3回(登録者:69人) ○ 青少年館において、若者が企画・運営に携わる取組を行っている。 【令和2年度】4講座 参加人数 延べ134人 【令和2年度】4講座 参加人数 延べ151人 【令和4年度】4講座 参加人数 延べ151人 【令和4年度】4講座 参加人数 延べ64人 今後の 取組 「今後の下り組む。		項目2 青	年リーダーの養成、若者の企画運営事業の推進
回ります。	な	目標	
取組から携わる事業の試行に取り組む。		事業成果	活動などの講習を実施し、地域における様々な活動で中心的役割を担うジュニアリーダーを養成している。 【令和2年度】初級受講生 162人 中級受講生 88人 【令和3年度】初級受講生 153人 中級受講生 90人 【令和4年度】初級受講生 194人 中級受講生 92人 〇 ジュニアリーダー養成講習会の中級を修了した15~23歳で青年リーダーとして登録した人を対象に、講習会を実施している。 【令和2年度】中止 (登録者:84人) 【令和3年度】計3回(登録者:86人) 【令和4年度】計3回(登録者:69人) 〇 青少年館において、若者が企画・運営に携わる取組を行っている。 【令和2年度】4講座 参加人数 延べ134人 【令和3年度】2講座 参加人数 延べ151人
所管課 青少年課			
		所管課	青少年課

	項目3 若	者の自立に向けた相談・支援
	目標	若年無業者 (ニート) やひきこもり状態の若者に対して、相談・支援の 受け皿や就労支援に向けた技能講習等の充実と関係団体などとの連携を進 める。
主な取組	事業成果	○ ねりま若者サポートステーションでは、就労が困難な若者等(15歳~49歳)に対する相談や就労に必要な技能講座、就労体験、保護者に対するセミナー等を引き続き実施した。コロナ禍の状況もあり、オンラインを取り入れた相談やオンラインの使い方を学ぶプログラム等を取り入れた。就労や短期アルバイトの受入先企業の拡充も引き続き行った。※令和元年度から対象年齢の上限を39歳から49歳に変更。 【令和2年度】相談・支援 延べ3,578人 進路決定者数 35人 【令和3年度】相談・支援 延べ3,552人 進路決定者数 62人 【令和4年度】相談・支援 延べ3,355人 進路決定者数 64人 〇 居場所では、不登校やひきこもり状態などで孤立し、社会とのつながりを失っている方(15歳~49歳)を対象に、自立支援スタッフが悩みや相談に応じ、個々の状況に合わせた社会とのつながりを支援している。利用者が参加しやすいプログラム(少人数制)を取り入れ、自信をつける、居場所職員だけでなく他の利用者に話しかける、会話をする等と段階を経て成長できるようなステップアップを図り、社会とのつながりを築いていく。(令和2年6月開設)【令和2年度】開所日 193日 利用者数 延べ1,428人 (実人数123人)【令和3年度】開所日 244日 利用者数 延べ1,573人 (実人数149人)【令和4年度】開所日 243日 利用者数 延べ2,155人 (実人数115人)
	今後の 取組	相談員(支援スタッフ)を増員し、就労支援等の自立支援の充実に取り組む。 区内経済団体と連携して、利用者の就職先の選択肢を増やす。 ねりま若者サポートステーションと居場所のさらなる周知を図るため、 区内の学校や事業所など周知先の拡大に取り組む。
	所管課	青少年課

昨年度の点検・ 評価における 主な意見(教育 委員・有識者)	 ○ 地域という概念が薄れていく時代の流れの中で、少しでも子どもたちが「地域」を大切にしようとする取り組みは評価できる。特に、限られた地域の方々の献身的な取り組みや、活動に参加しているリーダーの子どもたちへの褒賞も積極的に行うなど、地域の活動を盛り上げる必要性を感じる。 ○ 17地域の青少年育成地区委員会に所属する委員は、コロナ禍においても、可能な限り活動計画を実行している。 ○ 就労に向けた講座、体験、セミナー等の実施により、進路決定者がいることが喜ばしい。若者が社会から孤立することないよう、家族だけの負担にならないような支援体制を引き続き築いてほしい。 ○ 若年無業者やひきこもり状態の若者に対する自立支援が成果につながっていることは評価できる。職員のスキルアップを図りつつ、引き続き推進してほしい。
昨年度の主な ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	○ 練馬区教育・子育て大綱に基づき、青年リーダー等が地域での活躍の場を広げる取組を強化している。今後は青少年育成地区委員会等の子ども向け事業に、企画段階から携わる事業の試行に取り組んでいく。○ 相談者の状況に応じた講座の実施や、メンタルヘルス相談等のオンライン活用は引き続き取り組んでいく。今後は相談員(支援スタッフ)を増員し就労支援等の自立支援の充実にも取り組んでいく。

	評価	特記事項
点検		
· 評		
価		
欄		

○新型コロナウイルス感染症対策に係る取組

新型コロナウイルス感染症の影響により、教育や子育ての分野において、区立小・中学校の短縮授業や、各種行事の中止・縮小などの対応を余儀なくされました。 教育委員会として、こうしたコロナ禍を乗り越えるため、様々な取組を実施してきました。

主な取組

令和4年4月

- ・宿泊を伴う校外学習(小学校移動教室)を実施するにあたって出発前に抗原定性検査を実施 (4~7月)
- ・宿泊を伴う校外学習(中学校修学旅行)を実施するにあたって出発前に抗原定性検査を実施(4~10月)

令和4年5月

- ・区内保育施設へ二酸化炭素濃度測定器を配付
- ・区内幼稚園へ二酸化炭素濃度測定器を配付

<u>令和4年6月</u>

- ・宿泊を伴う校外学習(中学校特別支援学級宿泊学習)を実施するにあたって出発前に抗原定 性検査を実施
- ・小中学校特別支援学級見学会を、感染症対策(受付時の検温消毒実施や参加対象者の限定) をおこなった上で実施(一部)(6~7月)
- ・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の支給 →新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する 真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、低所得の子育て世帯に対し、 その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、厚生労働省が実施した事業に基づき 支給しました(子供1人につき5万円)。

<u>令和4年7</u>月

- ・宿泊を伴う校外学習(中学校イングリッシュキャンプ)を実施するにあたって出発前に抗原 定性検査を実施(7~8月)
- ・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)の支給 →新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する 真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、低所得の子育て世帯に対し、 その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、厚生労働省が実施した事業に基づき 支給しました(子供1人につき5万円)。

令和4年9月

- ・宿泊を伴う校外学習(小学校移動教室)を実施するにあたって出発前に抗原定性検査を実施(9~12月)
- ・小中学校特別支援学級見学会を、感染症対策(受付時の検温消毒実施や参加対象者の限定) をおこなった上で実施 (一部)
- ・教員用タブレットを配備(常勤教員1人につき1台)
- ・学校ネットワーク通信環境の整備(全校でのオンライン授業配信に対応)

<u>令和4年10月</u>

- ・宿泊を伴う校外学習(小学校特別支援学級宿泊学習)を実施するにあたって出発前に抗原定 性検査を実施
- ・区内保育施設に対する感染症対策工事支援および感染症対策物品の購入支援

令和 4 年12月

- ・家事支援用品の購入支援を実施
 - →コロナ禍における育児負担軽減対策として、東京都補助事業を活用し、保育サービスを 利用していない、1歳または2歳の在宅子育て家庭を対象に、令和4年度限定で、 食洗器やロボット掃除機等の家事支援用品の購入支援を実施。

(子供1人につき、5万円相当のポイント)

・区立幼稚園へ感染症対策物品の購入

令和5年1月

- ・区内子育てのひろばへ除菌シート等を配付
- ・宿泊を伴う校外学習(中学校スキー移動教室)を実施するにあたって出発前に抗原定性検査 を実施(1~3月)

令和5年2月

・区内児童館、学童クラブ、子育てのひろばへ消毒用アルコール等を配付

<u>令和5年3月</u>

・区立直営保育園へ、熱湯洗浄やアルコール等による消毒が可能な昼寝用マットレスを配付

記

事

項

・区内私立幼稚園へ感染症対策工事支援および感染症対策物品購入への補助金支給

特

○新型コロナウイ	レス感染症対策に係る取組	点検・評価表
----------	--------------	--------

評価	